

第 2 号

(9月19日)

令和6年 熊本県議会9月定例会会議録

第2号

令和6年9月19日(木曜日)

議事日程 第2号

令和6年9月19日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の
一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに
県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光戦略部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

坂田孝志君。

〔坂田孝志君登壇〕（拍手）

○坂田孝志君 皆さん、おはようございます。自由民主党・八代市・郡区の坂田孝志でございます。9月定例会一般質問、先陣を切らせていただき、大変恐縮いたしておりますとともに、議員各位に心から感謝を申し上げます。

先月29日、台風10号が本県を襲いました。最悪のコースで大変な被害が出ると覚悟しましたが、予想より被害が少なく、胸をなでおろしたところであります。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

ところで、今年の夏は暑かった。大変な猛暑でありました。加えて、スポーツのほうも熱かったです。パリ・オリンピックではメダル45個、パラリンピックでも41個など、日本選手団は大変な活躍でした。

中でも、本県選手団、女子バレーの古賀選手、フェンシング女子フルーレの菊池選手、バドミントン女子ダブルスのシダマツペア、男子マラソンの赤崎選手、パラのほうでも、競泳の富田選手、車椅子ラグビーの島川、乗松両選手、女子車椅子テニスの田中選手らの活躍は、県民に大きな夢と希望、勇気と感動を与えてくれました。アスリートの皆さんのその一挙手一投足に心を打たれる思いでありました。

活躍されました全ての皆さんに、心からなる祝福と御慰労、そして称賛の言葉を送り、通告に従いまして質問に入らせていただきます。執行部の熱い意のある答弁を期待申し上げます。

まず初めに、食料安全保障上の観点から、農業

農村整備事業の推進についてお尋ねいたします。

去る5月29日、食料安全保障の確保を基本理念とする改正食料・農業・農村基本法が成立しました。農政の憲法と称される基本法が、四半世紀を経て初めて改正され、日本農業は大きな転換点を迎えることとなりました。

坂本哲志農林水産大臣は、農水省の使命は、食料安全保障の確保であり、持続可能で強固な食料供給基盤を構築することが急務であると、力強く述べておられます。

また、改正法において、防災、減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の整備に加え、保全にも必要な施策を講ずることとすると、具体的に明記されました。

全国の農業水利施設は、その半数が標準耐用年数を超過しており、特に、用排水機場、水門など、管理設備については、既に7割以上が標準耐用年数を超過している状況であります。

本県においても、排水機場168か所、取水堰144か所、ため池2,309か所、基幹水路780キロメートルに及びますが、その多くが標準耐用年数を超過し、その対策が急がれるところであります。

そういう中であって、八代平野地区におきまして、本年3月以降の豪雨により、大規模な災害が立て続けに発生しました。

1つは、球磨川遥拝頭首工の転倒堰取替え工事中による仮締切り堰が大雨で流失するなど、取水ができなくなる状態となりました。5,500ヘクタールにも及ぶ広大な農地に水が届かないと大問題となりましたが、九州農政局をはじめ関係機関の方々が必死になって対応していただき、仮復旧対応で何とかしのいでおります。

もう一つは、八代平野に水を潤す不知火幹線水路が、数日後の大雨により、並走している市道の陥没とともに大きく傾き、継ぎ手が破損し、大き

な段差が生じ通水できなくなり、これまた関係者の懸命な努力により仮応急手当を施し、何とか通水しておりますが、いつ壊れはしないかと気が気でなりません。

知事にも、発災後すぐさま現地の状況を視察していただきましたが、被害の状況、大きさに驚愕されると同時に、県としてもできるだけの手だてを講じるとの力強い言葉をいただいたところであり、大変心強く受け止めているところであります。

現在、本復旧に向けて御検討いただいている状況であります。八代の不知火幹線は、日奈久断層帯の上を走っていることから、原形復旧するだけでなく、耐震対策を兼ね備えた整備が必要であります。

このような事案が発生している状況を考えたときに、全国で農業産出額が第5位を誇る食料生産供給基地としての大きな役割を担っている本県において、今般、食料供給困難事態対策法も基本法関連法として整備された今日、農地、農業用施設の保全に向けて、より計画的、より安定的に、時間的緊迫性も併せ持って事業を進捗させていかねばならないことを痛感いたしております。

熊本農業を守る上で、農業農村整備事業の実施により、潤沢な農産物を生産し、食料生産供給基地としての役割を果たしていくことが最も重要なことかと考えますが、本県としてどのような取組をなされているのか、今後どのような考えを持って対処されようとしておられるのか、知事の御所見を伺いたいと思います。

続けて参ります。

担い手対策の拡充について、とりわけ新規就農者支援についてお尋ねいたします。

県では、さきの6月議会において、新規就農者支援について、就農時50代の県内居住者にも拡充

することにより、親元就農を含めたさらなる新規就農者の確保と定着を図るとして、中高年就農支援事業として1,400万円が計上され、可決されたところであります。

それはそれとして、それなりの意味合いがあるかと思いますが、しからば49歳以下はどうなのかと調べたところ、国の制度で、49歳以下の者に対して、新規就農者育成総合対策事業が、令和4年度に制度設計が見直され、就農前支援、就農後支援、雇用就農支援、研修農場支援など、国の手厚い制度が構築されております。

ところが、その中身を精査したところ、就農後支援の経営開始資金、年150万円、最長3年間でございますが、この交付要件を見てみますと、経営を継承する場合、いわゆる親元就農ですが、新規参入者と同等の経営リスク、すなわち、新規作物の導入などを負っていると当該市町村長に認められることとつたわれております。

これはどういうことかといいますと、つまり、親が現在作っている作物とは違う別の作物を作らなければ支援対象にならないということでもあります。

こんなことが親元就農でしょうか。学校を出たばかりの10代、20代そこの若い子たちが、実践経験もない者が、いきなり収益を上げられるような農産物が取れますか。親のそばで親の仕事をじっと見て、親から教わりながら、それらを失敗を繰り返しながら、栽培技術を習得して初めて一人前になるんですよ。それをいきなり違う作物を作れなんてできっこない。その間には、天変地異、大きな自然災害もあるでしょう。素人がそういう中に初めて農業をやる。これほど大きなリスクはないと思います。

今こそ、国に先んじて県の独自の支援策を構築し、親元就農支援とはこういうものだということ

を国に訴えるべきだと考えます。

親元就農支援の親と同じ作物を対象とする考えは持ち合わせておられないのか。そして、この制度矛盾を国にぶつけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

知事は、担い手対策として、後継者育成に力を入れたい、新規就農者の確保も大事だが、親元就農にもしっかり対策が行くようにしたいと報道機関にも答えておられ、さきの6月議会でも「熊本県の農業政策の要諦は、担い手対策にある」と明言されました。その知事の率直なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 坂田議員から農政の推進について御質問いただきました。

まず、台風第10号について、開会日にも申し上げましたが、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

まず、農業農村整備の推進についてからお答え申し上げます。

熊本県の農畜産業は、農家の皆様のたゆまぬ努力によって、多彩な農畜産物を生産し、日本の食料安全保障の一翼を担い続けております。その中で、生産の基盤である農地、農業用施設は大変重要な役割を果たしております。

特に排水機場は、農地の保全に加え、流域の県民50万人の生命、財産の保護にも大きく寄与しております。しかしながら、その多くは、耐用年数を超えるなど、老朽化が進行しています。

また、近年は、議員御指摘いただきました集中豪雨なども増加しており、排水能力の強化を望む声も寄せられております。

今後も農業者の減少が見込まれる中、施設管理者の負担軽減に向けて、ICTを活用した省力化を推進していくことが重要です。こうした対策を

着実に推進するためには、安定的に予算を確保していくことが必要と認識しており、国にしっかりと財源確保を求めてまいります。

全国有数の農業生産県として、持続可能で強固な生産基盤の確立に向け、引き続き、関係機関と一体となって地域のニーズを的確に捉え、水利施設の計画的な更新や長寿命化対策を一層推進し、農業農村整備に取り組んでまいります。

次に、担い手対策の拡充についてお答え申し上げます。

議員御指摘いただきましたとおり、私は、熊本県の農業政策の要諦は担い手対策にあると考え、県では、今後の担い手対策を検討するため、先般、大規模なアンケート調査に着手しました。

その中で、親元就農者は地域への愛着が強く、地域の担い手として高い志を持っていること、また、親から引き継いだ経営基盤が、その後の安定した農業経営につながっていることなどから、改めて親元就農の重要性を認識することができました。

議員御指摘の経営開始資金については、新規就農者の初期の不安定な収入を補う、いわば生活支援でございます。ただし、親元就農の場合、新規作物の導入など、経営の発展に資する新たな取組が求められていると考えます。

しかし、熊本県は、多彩な地形や気候などの自然環境を生かして、各地域ごとにそれぞれ産地が形成されており、代々栽培されてきた作物と異なる新たな作物の導入は、新規就農者にとって全く現実的でないと考えております。

また、担い手の減少に歯止めがかからないことや、先ほど先生がおっしゃいましたように、自然が相手の厳しい産業でもあることから、親元就農や新規参入により区分することのない一律の支援が必要だと私も感じており、経営開始資金の制度

の見直しについて、今後も国に強く訴えてまいります。

さらに、県においても、先ほど申し上げましたアンケート結果を踏まえて、親元就農を含めた担い手確保の取組の強化に向けて、関係機関一体となり、あらゆる視点から具体的な施策をしっかりと検討してまいります。

今後も、日本の食料安全保障の中核を担い、全国の食卓に熊本の食を届けられるよう、さきに御答弁申し上げた農業農村整備の計画的な推進とともに、担い手の確保と育成に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 農業農村整備事業については、農業用水利施設の確実な整備に向けて、今後とも、計画的、安定的に事業推進が図られますよう、精力的な取組を熱望いたします。

担い手対策については、知事も、来月の組織再編の中で、担い手の確保、育成を強化するべく担い手支援課を新設し、殊さら強力に推し進めるとされております。御期待申し上げたいと思います。

また、農水省の昨年度の項目ごとの政策評価においても、49歳以下の農業従事者数は、最終目標数40万人に対して、21万5,000人の実績となっており、目標数と大きく乖離しているのが実態であります。本家本元の親元就農への対策が不十分であることの証左であろうと思います。

国への善処を求めるよう強く要望し、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、TSMCの波及効果をより広く、より大きくとの観点から、熊本におけるサイエンスパークの創設についてお伺いいたします。

昨年5月、坂本哲志衆議院議員を団長とし

て、台湾のTSMC本社を訪問しました。知事も、先月訪問されましたので、内容はよく御存じのことと思います。

台湾・新竹市の新竹サイエンスパークの中に立地しておりましたが、そのサイエンスパークの広さにまず驚きました。全体で面積が1,471ヘクタール。私の住む千丁町が、1,000町、1,000ヘクタールであります。そこから千丁町となっておりますが、町1個分を超える面積がパークとなっております。1980年に整備され、621社の企業が進出し、このうち半導体関連企業が191社あり、17万6,000人も従業員の方々が働いておられます。

運営主体は、台湾政府の新竹サイエンスパーク管理局となっており、優秀な人材や高い技術によるハイテク産業の発展を図ることとしており、新たな企業がスタートアップしようとする場合には、管理局が主体となって資金面を支援し、土地についても、サイエンスパーク内の土地を準備して、起業化につながる手厚い支援を行うなど、すばらしいシステムが構築されておりました。

パーク周辺には、清華大や陽明交通大のほか、7つの国立研究所が立地し、多くの学生が学び、卒業後は、研究員として、また、企業の幹部候補として活躍するなど、まさに産官学が理想的な形で一体となって、新たな産業を興しながら、台湾政府にも貢献する姿が、そこに存在しておりました。

私が、このような形のものが、熊本のJASMを拠点として整備されれば、それこそ九州の新生シリコンアイランド構想の中核となり得るのではないかと直感的に感じ、同行していただいた参議院議員の松村先生に話しかけたところ、先生も同調され、国の経産省のほうもそういう考え方を持っていますよ、県から声を上げて一緒に取り組むべ

きですよとおっしゃいました。

帰国後、当時の蒲島知事にもサイエンスパークのことを話しますと、同様の考えを持ち合わせておられ、東大ともいろいろと協議を重ねている旨の話をいただきました。

県内には、セミコンテクノパーク、テクノ・リサーチパーク、菊池テクノパーク、UXイノベーションハブ、ソニーをはじめとする半導体サプライチェーンの企業群があります。

また、熊本も、台湾の陽明交通大と半導体ナノテクノロジー分野で教育・研究強化に関する協定を締結。東海大、崇城大もあります。高専の熊本、八代の両キャンパスの存在も大きいものと思います。八代の県営工業団地整備、水俣や大津の半導体関連教育、研修を手がける民間企業の存在も見逃せません。

さらには、九州などの知事や経済界で構成される九州地域戦略会議からも、大学や研究機関が連携するイノベーションマルチハブ構想も打ち出されておられます。

今年2月には、TSMCも第2工場の立地が決まり、第3工場についても、このたび知事が直接要請されておられます。

さらに、台湾政府の郭経済部長の九州での半導体産業製造園区、サイエンスパークを設置する計画も浮上しております。

また、先日の報道で、台湾国家発展委員会の劉主任委員の台湾企業支援拠点を熊本にとの発言もあっております。加えて、三井不動産によるサイエンスパーク構想も聞き及んでおります。

知事、まさに千載一遇のビッグチャンスであろうかと考えます。国も台湾政府も乗り気です。

菊陽町や大津町、合志市などのTSMC工場周辺にとどまらず、県内に立地するテクノパークなどの工業団地や大学や高専などの教育・研究施設

等を有機的につなぎ、熊本全体を俯瞰してのくまもと版サイエンスパーク構想を推し進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。知事の率直かつ大胆なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続けて、県営八代工業団地の整備についてお尋ねいたします。

昨年の12月議会において、我が党の前川会長の質問に対して、当時の蒲島知事は、T S M C進出の効果を全県に広げることは、蒲島県政の重要な使命である、そのため、南九州の拠点を目指す八代地域での県営工業団地整備の検討に着手する、一日も早い分譲開始を目指し、全庁を挙げて取り組んでまいると、極めて明快で積極果敢な答弁をされました。私ども八代市民は、もろ手を挙げて喝采し、喜びに沸いたところであります。

しかし、あれから9か月余りが過ぎましたが、いまだ全容が見えず、具体的な整備箇所が示されないため、八代市民は、今や遅しと、どこに、どれくらいの、どんなものができるだろうかと気をもんでおります。

既に八代外港の工業用地は満杯となり、内陸型の工業団地を進めるべく、八代市も取り組んでおりましたが、このたびの表明がありましたので、これまで八代市が候補地として選定をしていました内容を全て県に提供し、県に全面的に協力するということになりました。ゆえに、県の果たすべき役割は極めて重たいものであらうと感じております。

八代には、水深14メートル岸壁や22万トン級のクルーズ船が寄港可能な貿易港である八代港、九州新幹線の新八代駅、九州縦貫自動車道、南九州西回り高速道など、これからも発展が見込める交通結節点があり、そのポテンシャルは極めて高いものであり、進出企業にも大変大きなメリットが

派生するものと考えております。

一方で、他県でも、福岡県の新大牟田駅産業団地8.1ヘクタール、新松山臨海工業団地30ヘクタール、佐賀県の鳥栖市サザン鳥栖クロスパーク34ヘクタールなどの様々な企業立地の受皿づくりが進められております。本県においては、こうした動きに遅れることなく、時期を逸しないようスピード感を持って取り組むことが必要であります。

また、半導体の後工程企業の進出のうわさもささやかれております。日本の経済安全保障の面から、半導体の製造までの全工程を国内で整備することは極めて重要であります。

また、T S M Cの第2工場が決定したことで、サプライヤーの本県進出が具体的に動き出したとの話も聞き及んでいます。

今後整備される八代地域の工業団地には、こうした企業立地を積極的に取り組むことも期待するところであり、そのことが、九州シリコンアイランド構想の一翼を担い、くまもと版サイエンスパークの範疇にも位置づけられるものではないかと推察いたします。

そこで、多くの八代市民やあまたの県南の人々が待ち望む県営八代工業団地の整備の進捗状況について、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、熊本におけるサイエンスパークの創設についてお答えいたします。

半導体関連産業は、長年熊本県の産業の柱でございましたが、近年の国の経済安全保障政策を受け、J A S Mの県内誘致が行われ、さらに第2工場の建設が決定するなど、半導体関連産業の集積が県内で着実に進んでおります。

私は、熊本の将来の発展のためには、企業の集積だけではなく、もう一步踏み込んだまちづくりが必要であると考え、マニフェストにくまもと版

サイエンスパーク構想の推進を掲げさせていただきました。

そして、その実現のためには、自ら先進事例を学ぶ必要があると思い、先月の台湾訪問時に、議員御紹介いただきました新竹サイエンスパークを私も視察させていただきました。

サイエンスパーク管理局からは、企業支援の取組やパークの運営管理手法を学びまして、隣接する工業技術研究院や陽明交通大学では、産学連携や人材育成について意見交換を行い、台湾の産業振興に関する先進的な取組について、多くの知見を得ることができました。

ただ、台湾と日本では法制度が異なります。また、この40年以上も時間かけて政府主導で広大な土地を確保した台湾のような手法は、なかなか我が国では困難であることから、同様の目的を達成するためには、本県独自のサイエンスパークを検討すべきと考えに至ったところでございます。

具体的なエリアとして注目したのが、既に半導体企業が集積するセミコンテクノパーク周辺でございます。このエリア周辺では、県の菊池工業団地、そして菊陽町が行おうとしております豊肥本線沿いの土地区画整理事業、大津町の工業団地整備などの動きがあります。

ただ、そうした動きと連携して、まずは、一つにまとめた工業団地を開発するというのではなくて、必要な機能を分担、連携して、このエリアを核として展開することができないかと、現在のところ考えております。

このエリアの強みを生かして、半導体関連企業に加えて、他産業の企業であるとか、大学、研究機関などが立地することで、さらなる産学連携が進み、人材育成も含めた相乗効果が生まれるようなまちづくりを目指したいと考えております。

その実現には、産学官金が連携した取組が不可

欠であり、まずは、県や関係市町、企業、有識者と議論を始めているところでございます。

また、金融面でも、地元金融機関が台湾の金融機関と協調して金融支援を行う動きが始まっています。

こうした動きが顕在化していくことで、台湾のサプライヤーのさらなる進出も期待され、地場企業のビジネス拡大にもつながるものと考えております。

今後、産業インフラの整備が進むことで、サイエンスパークの取組が、議員御指摘のように、県内全域に広がっていくような、夢のある取組につながっていきたいと考えております。

引き続き、関係者と議論を重ね、くまもと版サイエンスパークの実現に向けた検討を進めてまいります。

次に、八代地域における県営工業団地についてお答え申し上げます。

T SMC効果を全県に広げていくことは、極めて重要なミッションです。私は、企業進出の受皿となる八代地域での工業団地の整備が、このミッションを県南地域で実現するための中核となる取組であると考えております。

八代市は、当初、独自に工業団地を整備するために、候補地の適地調査を実施されていきました。昨年12月の本会議において、県が八代地域での県営工業団地の整備方針を発表したことを受けまして、4月には、八代市が県に調査結果を御提供いただくとともに、県営工業団地の整備を全面的に支援する旨を表明していただきました。

県としては、可能な限り早急に候補地を選定すべく、八代市の適地調査の結果を最大限活用した上で、用排水ですとか電力の確保など、さらに踏み込んだ検討作業をこれまで行ってまいりました。

その結果、市内陸部において、約25ヘクタールの工業団地を整備することとし、近く、整備箇所などを公表した上で、基本設計や地元への事業説明に入りたいと考えております。

また、分譲開始時期についても、令和10年度を目標としておりますが、企業の旺盛な投資意欲を逃すことがないように、進出希望企業との間で造成前に仮契約を結ぶといった手法を採用するなど、着実に企業の立地につなげる取組を検討してまいります。

このように、企業進出の受皿づくりを確実に進めるとともに、八代地域のポテンシャルを生かした食品関連企業ですとか、議員御指摘の半導体関連企業など、地元の雇用の確保や地域の活力につながる企業を積極的に誘致してまいりたいと考えております。

県南地域の振興は、私に課せられた最大の使命です。このプロジェクトを成功に導けるよう、八代市をはじめ関係機関と連携し、一体となり、私自身が先頭に立って、スピード感を持って進めてまいります。

以上でございます。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 ただいま知事より、くまもと版サイエンスパーク構想の実現に向けて検討を進めるとの前向きで力強い御答弁をいただきました。一方で、この件については、非常にデリケートな側面もあろうかと思えます。各関係機関、各業界とも信頼を損なうことがないように、緊密に連携を深めながら、慎重かつ綿密に取り組んでいかれることを願っております。

八代工業団地の整備については、25ヘクタールの面積で市内内陸部にということで、詳細は述べられませんでした。不動産投機の誘発を避けねばならないということでした。

また、造成前でも仮契約などで企業の進出を大幅に前倒しするということは、非常に画期的な取組だと思います。

事業が遅滞することなく、スピード感を持って対処されることを期待申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、こどもまんなか熊本を標榜する多子世帯子育て支援事業についてお尋ねいたします。

知事は、就任後間もなく、重要課題解決に向けた推進本部の一つとして、それぞれの希望に応じて、安心して結婚、出産、子育てでき、子供、若者がきらきら輝く熊本を実現すべく、「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げられました。

その政策推進に当たり、こども未来創造会議を設け、子供、若者、子育て世代、保育、教育の現場で働く方々の当事者、関係者より、子供・子育て施策について意見聴取を行い、こどもまんなか熊本・実現計画案を策定するとされております。

その子育ての現場の第一線で活躍しておられます熊本県保育協会より、少子化対策につながる保護者負担軽減のため、国に先駆けて、3歳未満児の保育料の無償化をお願いしたいとの要望が、第1番目に挙げられております。これは、大変重たい、極めて重要な御意見であろうと受け止めております。

この保育料軽減について、これまでの歴史を遡ってみますと、当時の県の保育料施策は、子供が3人以上の世帯で、3人とも保育園に在園の場合、第3子の保育料を無償化とするものでありました。これによりますと、0歳ないし5歳児まででありますので、年子で生まれるかなど、極めて限られた世帯しか該当しない窮屈な制度となっておりました。

小生が本議会から離れ、八代市長を仰せつかつ

た折に、早速この問題に取り組みました。

施策として、第1子、第2子が保育園に在園だろうが、卒園し小学生、中学生、高校生であっても第3子が保育園に在園しておれば、その第3子の保育料を無償化する制度改正を、県に先駆けて、県内市町村で最初に取り組みました。

その後、各市町村も随時行われるようになり、これに県も同調され、この制度が定着し、現在、市町村が、3歳未満で第3子以降の子供の保育料を無料化する多子世帯子育て支援事業として、県より2分の1の補助を行うこととなったのであります。それから20年近くの年月がたとうとしております。

少子化と言われて久しいですが、子供の令和5年出生数、全国72万7,277人、熊本県が1万1,189人であり、ともに過去最低。子供の合計特殊出生率も、全国1.20、熊本県1.47、何と東京では0.99となっていました。2070年には、日本の総人口が8,700万人まで落ち込むとの推計も出ております。少子化問題は、まさに深刻な状況となっていました。

子供は未来の宝です。国家存続の礎であります。国も、このままでは立ち行かないと、やっと重い腰を上げ、こどもまんなか社会を打ち立てられ、こども家庭庁を設置し、所管大臣も置き、本腰を入れて少子化対策に取り組んでおられます。

この子育て費用の軽減の大きな課題として、医療費の軽減、保育料の軽減が重くのしかかっております。

医療費については、さきの令和5年2月議会において、通院は小学校就学前まで、入院は中学3年生まで、県として市町村に2分の1の補助を行う支援策の拡充が講じられ、親御さんからも、大変助かっていますとの声が寄せられております。

もう一方の保育料の問題。現在3歳以上は全て

無償化となっておりますが、国の制度は、3歳未満の第2子は半額、第3子は第1子が在園の場合のみ第3子は無料となっております、完全無償化には程遠い状況であります。

全国では、秋田、山形、富山、長野、兵庫、島根の6県は第1子から、北海道、岩手、茨城、東京、石川、福井、山梨、和歌山、鳥取、山口、大分の11都道県は第2子から無償化に取り組んでおられます。

既に、県内の市町村でも、八代市、氷川町、芦北町、美里町、南関町、産山村、高森町、水上村、五木村、球磨村、錦町、天草市、苓北町の13の自治体は、独自の施策として第1子からの無償化に取り組んでおられます。

八代市のこども未来課の担当の方も、県からの医療費助成の拡充がきっかけとなって、保育料無償化につながったとおっしゃっていました。保護者の方々からも、大変ありがたい、これで安心して仕事に行けます、子育てしやすくなった、もう1人産みたいと思ってますとの声が多数届いております。

知事、いかがでしょうか。あなたが分かりやすい好きな言葉に、やってみなはれ、熊本弁のやってみなっせの精神で、職員には、リスクを恐れず、挑戦し続けることを求めるとおっしゃっておりますが、担当部局に検討させてみてはどうでしょうか。議論を始めてはどうでしょうか。それなりの財源は必要かと思いますが、将来県が営々として繁栄し続けられることを考えれば、それは決して無駄な投資ではないと思います。将来を展望して先手で施策を打っていくことは、為政者として最も重要な事柄と考えます。

全国津々浦々を巡られ、地方の実態をつぶさに把握し、日本一伸び代がある熊本県と豪語しておられる木村知事の御所見を伺いたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) こどもまんなか熊本については、県政の最重要課題の一つに位置づける取組を進めており、こどもまんなか熊本・実現計画を今年度中に策定することとしております。

その計画の中間整理を今定例会中の常任委員会において御報告申し上げると聞いておりますが、引き続き、今後開催予定のこども未来創造会議などにおいて、子供から大人まで幅広い年代の県民の皆様の御意見を伺うこととしております。

御質問の保育料につきましては、現在、国は、全ての3歳児から5歳児を無償化の対象としています。加えて、0歳から2歳児のうち、就学前までの範囲で、3人以上の兄弟がいる世帯の3番目以降の保育料を無料にしております。

本県は、議員御指摘いただいたとおり、独自の支援策として、国が対象としている就学前までを18歳未満までに基準を引き上げ、支援の拡充を図っております。

また、子供医療費の助成につきましては、県において、それまで4歳未満を対象としていたものを、昨年度、令和5年度から、通院を就学前まで、入院を中学校3年生まで拡大させていただいたところでございます。

今般、国では、こども未来戦略の加速化プランとして、今年度から3年間で3.6兆円に及ぶ支援を実施することとしております。その中には、児童手当について、所得制限をなくした上で、支給対象を従来の中学生までから高校生年代までとして、第3子以降の支給額を1.5万円から3万円まで大幅に増額するなどの措置が行われることとなっております。

このように、多子世帯等への経済的な支援については、国、県、市町村が連携しながら取組を進めてきた経緯がございます。

県では、国に先んじて、多子世帯支援としての独自の取組を進めてきましたが、国全体として、少子化に歯止めがかかっていない現状を踏まえると、福祉、医療における経済的な支援については、地域間で差が出ないように、国が全国一律に行うべき状況にあると私は考えております。

現在行われておられます自由民主党の総裁選や立憲民主党の代表選でも、子供、子育てについて、幅広く議論が交わされております。

これまでも、全国知事会や県の独自活動の中で、国として実現するように要望を続けてきましたが、こどもまんなか熊本を実現するために、今後とも強力に働きかけてまいります。

また、知事就任後の7月から、直接県民の皆様と対話するお出かけ知事室を各地で開催し、その中では、やはり子育て支援に関する声を数多くいただいております。その重要性を再認識しているところでございます。

今後、やっぱり県として来年度に向けた具体的な政策を検討していく段階になりますが、子供や子育て世帯に対する施策については、どの分野に重点化し、いつから取り組むのか、これらの点について、新しい政権の動向も注視しながら、全庁的に議論を重ねてまいりたいと考えております。

くまもと新時代を共創していく上で、今後どのように県政のかじ取りをしていくのか。これまで以上に私自身現場に出向き、弱き声、小さき声も含めてしっかりと耳を傾け、こどもまんなかに向けた今後の県政の方向性とその方策をしっかりと検討してまいります。

以上でございます。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 私は、まずは第2子からでも取り組んでいけたらいいと思います。まずは議論を始めていただきたいと、このように思っております。

す。そうして、国が3分の1、県が3分の1、地方自治体が3分の1と、そういう負担とする理想的な姿が構築されるよう、その制度の創設に向けて、国に対して強く訴えていく必要があると、そう思っております。

また、政令市は県と対等な関係である以上、現行の支援事業については、熊本市が独自の方向で行うよう進めるべきだと考えます。そうすることにより、県負担分が大幅に削減されます。

善処方を御期待申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、大地震に備える住宅の耐震化対策の拡充についてお尋ねいたします。

本年の1月1日、能登半島において、最大震度7の大地震が発生し、甚大な被害となりました。半島という地形的なハンデにより、救援救助活動、救援物資の搬入、復旧・復興支援が思うままにいかず大幅に遅れ、いまだ上水道さえも復旧していない地域、倒壊家屋もそのままの状態が続いております。一日も早い復旧、復興が進みますことを心から願っております。

能登半島地震直後の悲惨な状況が何回となく報道がっており、その映像で、倒れた家屋と倒れずに残った家屋が映し出されておりましたが、その中で、平成12年施行の現行基準で建築された住宅はほぼ倒壊せず、被害も少なかったとの内容がありました。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

この木造住宅の耐震基準については、年代別に大きく3つに区分されます。

まず、昭和56年以前の旧耐震基準、宮城県沖地震を受けて昭和56年に施行された新耐震基準、その後、阪神・淡路大震災後の平成12年に施行された現行基準となっております。

今回の能登半島地震を日本建築学会の方々が詳

しく調査され、6月にその速報が示されましたところ、平成12年施行の現行基準に基づく建物は、全壊と半壊が合わせて1割未満にとどまり、被害がなかった住宅が7割近くに上っておりました。一方、昭和56年以降に施行された新耐震基準の住宅は、4棟に1棟が全壊となり、それ以前の旧耐震基準では、全壊した住宅が5割近くに達しておりました。

これらからも明らかなように、全壊や半壊などの大きな被害は、平成12年施行の現行基準の建物は少なく、古い耐震基準に集中しており、被害の大小に大きな違いがあることが判明しました。

私は、本県が現在進めている熊本地震後の耐震診断、耐震対策が、昭和56年以前に着工されたものが補助要件となっていることに、新耐震基準の適用から40年以上も経過しているので、耐震性を確保するためには、平成12年施行の現行基準に満たないものも適用すべきと主張し、県に再三申し入れてまいりました。

そうして、今回の能登半島地震の住宅の被災状況が判明しましたので、県に対して再度、どうしてこの現行基準に満たないものを最初から補助要件としなかったのかを問いただしましたところ、担当部局から、耐震改修促進法というものがあり、その中で、新耐震基準以前の住宅が、耐震性が明らかでないものとしていることから、本県の耐震対策も、これを対象としている旨の説明を受け、愕然としました。すなわち、旧耐震基準の住宅を対象とするということにしたことであります。

なぜ現行基準を用いようとされなかったのか。能登半島地震の調査結果から見ても明らかなように、理解に苦しむところであります。このままでは、明らかに不十分であり、県民の命と暮らしは守れません。

県として、このたびやっと、今議会において、新たに耐震対策の補助対策を、これまでの昭和56年以前の旧耐震基準から、平成12年施行の現行基準に満たない住宅へと繰り上げられ、その支援の拡充を図られようとしておられます。

あれほど国の方針をかたくなに堅持していたものを、今回見直されることになった経緯、あるいはその根拠についてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、その拡充策の具体的な内容について、また、県民に対してどのように周知されようとしておられるのか、亀崎副知事にお伺いしたいと思います。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) まず、見直しの経緯についてお答えいたします。

県におきましては、国の方針に即して、昭和56年以前の旧耐震基準に基づく住宅などの耐震性を向上させるため、平成19年度から、市町村と連携し、地震に対する安全性を評価する耐震診断事業を実施してきました。

その後、熊本地震を契機に、平成29年度からは、耐震診断のみならず、耐震改修なども行う住宅耐震化支援事業を開始し、耐震化の推進に注力をしてまいりました。

さらに、能登半島地震での住宅の被害状況から、新耐震基準に基づく住宅の耐震性能の向上も重要と考え、国の被害状況の調査結果を注視してきました。あわせて、市町村へのヒアリングを行い、きめ細かな支援となるよう、地域の実情の把握にも努めてまいりました。

本年6月には、議員御紹介のとおり、日本建築学会の調査結果で、平成12年施行の現行基準を満たさない新耐震基準の住宅におきましても、約25%もの住宅が全壊しているとの報告がございし

た。

加えて、市町村へのヒアリングでは、高齢世帯の費用負担や市町村の財源確保など、耐震化の推進に関する課題も明らかになりました。

このため、支援対象を現行基準を満たさない住宅に拡大するなど支援策を拡充し、より重点的に耐震化を促進することとし、そのための予算を今定例会に提案しております。

次に、拡充策の具体的な内容ですが、支援対象の拡大に加えまして、早期に住宅の耐震化が進むよう、一定期間住宅所有者への補助額を増額するものでございます。

例えば、高齢世帯などの所有者には、現在の最大100万円の補助を最大150万円に増額し、所有者の負担割合は、5分の1から最大7分の1に軽減されます。さらに、事業主体である市町村の負担も、補助額の2分の1から最大3分の1に軽減されることになります。

最後に、県民に対する周知についてお答えいたします。

住宅耐震化の推進に当たりましては、県民意識の向上が重要と考えております。このため、新聞やラジオ、市町村広報なども活用し、関係機関や団体と連携しまして、丁寧な説明と周知を行ってまいります。また、大規模地震の発生が予想される断層周辺や耐震化率の低い地域については、耐震対策講演会も開催することとしております。

これからも、県民の皆様が安心して豊かに暮らし続けることができるよう、引き続き市町村と連携して、住宅耐震化の取組を迅速かつ確実に進めてまいります。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 県南には、日奈久断層帯が走っております。学者の見解では、マグニチュード7クラスの地震の起こる確率は、極めて高いSランク

に位置づけられております。

先月には、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意も発表されました。その対策は、焦眉の急であります。

現在、八代の海岸堤防は、国直轄の耐震工事が行われております。住宅の耐震対策が、いまだ不十分であります。早急に対策を講じていただき、地震からの被害を最小限にとどめるよう努めてゆかねばなりません。

早期の事業の着手と県民への周知の徹底をお願いし、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、八代・天草シーライン構想の推進についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、これまで長い年月の間、多くの議員が質問を重ね、取り組んでまいりましたが、やっとの思いで構想路線としての位置づけまでこぎ着けることができました。しかし、まだ一段階上の計画路線としての決定を得るに至っておりません。

平成元年、八代・天草架橋建設促進期成会が発足して、自来36年の年月を迎えようとしております。これまで、行政の期成会、民間の両市の協力期成会、県議会、市議会の建設促進議員連盟など、多くの方々のお力添えを賜り、決して諦めることなく、必死になって要望活動を継続して推し進めてまいりました。

近年におきまして、様々な動きが活発化してまいりましたので、ここで整理してみたいと思います。

まず、令和3年2月に、知事を会長として、県議会議長、八代、上天草両市長、経済団体長で構成する八代・天草シーライン建設促進協議会が設立されました。

同年6月には、熊本県新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられ、7月には、国の九

州地方新広域道路交通計画においても、立て続けに構想路線としてしっかり明記されたのであります。

そして、この構想を推進すべく、八代・天草シーライン構想推進大会を令和3年12月に上天草市において開催し、氣勢を上げ、以後、八代市と交互に毎年継続して開催し、この構想の意義、必要性、効果をアピールしながら、地元の機運醸成を図っているところであります。

また、要望活動においても、令和4年1月を皮切りに、九州地方整備局及び国土交通省本省に、年2回欠かすことなく、政務三役をはじめ、国交省幹部の方々に、八代・天草シーライン構想の早期実現に向けまして、事業化に必要な調査、検討に早期に着手していただくよう直接訴え続けております。

そのような中、本年1月1日、先ほども申し上げましたが、能登半島において大地震が発生しました。半島がゆえの交通アクセスの不便さ、救助の困難さ、復旧の遅れなど、その脆弱性が指摘されたところであり、避難ルート、ダブルネットワークの必要性を叫ぶ声が大きく高まっております。

その地震直後の国交省本省への要望時において、吉岡技監、丹羽道路局長からも、能登半島地震を踏まえ、半島地域の対応を考えていく必要があると、半島地域の脆弱性を重ねて指摘されておられます。

天草地域も島伝いの半島地域であり、一たび大きな災害が起きると、一方向だけのアクセスでは、たちまち孤立してしまい、避難もできない、救助にも行けない、救援物資も運べない、要救助者も救えないなどの大きな二次災害につながりかねません。緊急時における代替ルートの確保、リタندانシーは、必要不可欠であります。

災害に強く、生命を救い、観光振興にも貢献し、人流、物流の促進、定住人口の増加、地域の振興、発展に大きな恩恵と効果をもたらす八代・天草シーライン構想の必要性は、必然的に高まるものであらうと確信をいたします。

伺いますと、本年3月には、国土交通省、熊本県、八代市、上天草市の4者による八代・天草シーラインに関する勉強会が立ち上げられたと聞き及んでおります。また一步前進したなあと受け止めており、その協議の行方を固唾をのんで見守っているところであります。

知事も、3月の知事選のマニフェストにおいても「大規模災害発生への対応や新たな観光・物流ルートの創造に向けて、「八代・天草シーライン構想」「を推進します。」と明確に述べておられます。

知事選後、早速5月には、八代市で行われた民間協力期成会の総会に出席され、この八代・天草シーラインの必要性、重要性を切々と述べておられます。

知事、いかがでしょうか。この八代・天草シーライン構想についてどのように考えておられるのか。今後どのように進めようとされておられるのか。木村知事ならではの明快な御見解をお聞かせいただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 八代・天草シーライン構想は、県南の交通や物流の要衝である八代と、豊かな自然や食で訪れる人々を魅了する天草をつなぐことで、県南・天草地域全体で新たな経済圏や観光ルートを創出する、大きな可能性に満ちたものと考えております。

また、能登半島地震において指摘された半島地域の交通アクセスの脆弱性を鑑みると、八代・天草シーラインは、大規模災害時における命の道と

しても重要な役割を果たし得るインフラ整備と考えております。

このことから、構想実現の暁には、県南・天草地域の地方創生、災害に負けない強靱な県土づくりに高い効果を発揮するものと認識しています。

この構想を実現するためには、地元の機運をさらに高め、国に対して、シーラインの必要性や効果、高規格道路としての位置づけなどを強く訴え、その熱意によって、構想路線からの格上げがされるよう、しっかりと主張していくことが重要です。

議員御紹介のとおり、この構想の実現に向けて、令和3年2月に、知事を会長とした建設促進協議会を設立し、毎年度、地元と連携の上、構想推進大会や国への要望活動を実施しています。

さらに、本年3月には、国、県、八代市、上天草市によるシーライン勉強会が設立されました。今後は、この勉強会において、地域の課題整理やシーラインに求められる機能、役割などについて、関係者で検討を進めてまいります。

また、御指摘いただいたとおり、私自身、知事就任後早速、5月28日に開催されました八代・天草シーライン建設促進民間協力期成会の総会、交流会に出席させていただき、この構想への地元の皆様の強い期待と熱意を感じたところでございます。

今年度も、12月15日に、八代市で、建設促進協議会主催の八代・天草シーライン構想推進大会を開催し、私も出席して、引き続き地元の機運醸成を図ることとしており、その熱意を国に伝えてまいります。

構想の実現に向けては、まだまだ高いハードルがあると考えますが、県と市町村、官民が一体となって、しっかりと地元の機運醸成を図りながら、その声を国へ伝え続け、構想の早期実現に向

けた取組を力強く推進してまいります。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 知事は、さきの6月議会の所信表明の中で、米沢藩主・上杉鷹山の言葉を引用して、なせば成る、なさねば成らぬ何事も、これを座右の銘としていとおっしゃいました。これには、どんなことにでもやろうと思って努力すれば、必ず実現することができる、やり遂げることができるという意味が込められていると思います。

どうぞ、県南の多くの皆様方の長年の悲願である、蒲島前知事も夢のあるプロジェクトとおっしゃって取り組んでこられた八代・天草シーライン構想の実現に向けて、最大限の御努力を傾注してくださいようお願い申し上げます、質問を閉じさせていただきますが、ここで、少々時間があるのでございますので、所感を述べさせていただきます。

私が心から尊敬してやまない政治の師匠がおられ、この方が生前よく講演の結びにいつも話される言葉があり、極めて印象的でありましたので、御披露させていただきます。

空いっぱい広がった、山のふもとのシイの木は、根元に草も寄せつけぬ、山の上から転げ出て、人に踏まれたカシの実が、シイを見上げてこう言った、今に見ている僕だって、見上げるほどの大木に、なってみせずにおくもんか、何百年かたった後、山のふもとの大木は、あのシイの木かカシの木かというものであります。

我々の前途は、内外ともに厳しい。県政においても多くの課題が山積しております。しかし、今に見ているという、そういう気概を持って立ち向かっていくとするならば、必ずやその難局を乗り越えることができるものであらうと、このように考えております。私は、苦しいとき、つらいとき

に必ずこの言葉を思い起こし、自分自身を奮い立たせております。

議場におられる議員諸兄、執行部の皆さん、それぞれに定めた目標、描いた夢もあるでしょう。それらに向かって、俺は負けないぞ、今に見ていると、そういう気概を持って、何事にも挑戦し続けてほしいと願っております。

各位の一層奮闘努力を御期待申し上げ、質問を終結させていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩田智子君。

〔岩田智子君登壇〕（拍手）

○岩田智子君 おはようございます。立憲民主連合・熊本市第一選挙区選出・岩田智子です。14回目の登壇になります。木村知事が就任されて初めての一般質問でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私も、今に見ている精神で、今日の質問やりたいと思います。知事がいつも言われる、全ての県民のための熊本県政が進められるように心から願っております。

でも、毎日本当暑いですね。自然にはあらがえないなというふうに思っております。

それでは、通告に従って質問をします。

まず、緑の流域治水と川辺川ダムについてお尋ねします。

7月4日に、令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興に向けた取組の現段階について、県から

文書資料をいただきました。重点10項目の進捗状況を見てみると、多くの項目で完了の文字が見られ、着実に進められていることが分かります。

今年の梅雨は、本県では異常な降り方もなく安心しましたが、東北の秋田県、山形県では、大きな豪雨災害が起きました。山形県で3人、秋田県で1人お亡くなりになり、行方不明者も1人おられます。また、台風5号も、東北で大雨、まさに気候が変化してきているとしか言えません。8月末の台風10号の進路や速度も、これまでにないようなものでした。ここでも、気候変動の影響を考慮した河川整備基本方針の見直しをとの声も上がっているようです。

気候変動や線状降水帯での影響を考えれば、ダムによる治水は、場所によってリスクになることもあります。避難の徹底が最重要となってきます。しかし、県も国も、ダム建設にやる気満々です。

流水型川辺川ダムの環境影響調査進捗状況は、公聴会などを経て、今年4月12日に、環境影響評価準備レポートに対する知事意見が出され、5月21日に、第11回流水型ダム環境保全対策検討委員会を経て、環境影響評価レポートが公表される段階です。

6月議会での西議員の代表質問でも取り上げられましたが、はっきりした答えがなかったところと、蒲島知事からの流れをそのまま受け継いでおられる知事に確認したいことがございますので、質問をします。

まず、西議員も聞かれていましたが、旧川辺川ダム計画から治水・発電目的が失われた時点で、特定多目的ダム法の適用ではないのに、この手続上の問題に関する答えがいまだに聞かれていません。

基本計画の変更は、平成10年、1998年6月9日

の変更が最後で、まだかんがい、発電が目的に入っています。この廃止について通知などあったのか、法的な根拠や証拠を示していただきたいということが1つです。

2020年、令和2年7月の熊本豪雨では、球磨川流域で50名の方が亡くなりました。現在も2名が行方不明です。この災害を受け、蒲島前知事は、流水型川辺川ダム建設を前提とした、命と清流を守る緑の流域治水を国に要望したわけですが、一方で、現在に至るまで、断続的に、被災者ら流域の方々から、ダム建設に対する懸念や抗議の声が上がり、申入れもなされています。

そこで、2点、知事にお尋ねします。

まず、犠牲になった50名の方について、それぞれの方が、なぜ、どのような状況で、何時何分に亡くなられたのかに関し、県として詳しい調査をなさったのか。

なお、令和2年7月豪雨検証委員会で、亡くなられた方の死因や年齢層は、おおよそのエリアについて公開されていますが、ここにとどまらない実態調査を県独自でされたのかについてお答えください。そこでの結果があれば、それに基づいて、山田川左岸で亡くなられた2名の状況について詳細をお示しください。検証委員会と重複する部分の説明は不要です。

最後に、県は清流をどう定義しているのか、お尋ねをします。

国土交通省による全国一級河川の水質調査結果によれば、川辺川は、2023年まで10年以上連続して、水質が最も良好な河川となっています。球磨川は、2023年は漏れたものの、これまで複数回にわたり、最も良好な河川と評価されてきました。いずれにしろ、県下最大の球磨川水系は、水質が良く、流域の方々に愛されている熊本の宝の川だと思います。

環境影響評価準備レポートへの知事意見によれば、これまでの流水型ダムと異なり、河床部放流設備を中央に、常用洪水吐きを左右に分離配置し、副ダムを設置しない構造とすることで、川の流れがそのまま保たれ、ダムの下を清流が流れる画期的なダム構造が示された、環境に極限まで配慮されたものと高く評価しています。

他方で、流域の方の中には、清流とは、水質の良さととどまるものではないとの声があることも聞いています。熊本県として、清流をどのようなものと考えておられるのでしょうか。国に透明度の目標値をと意見されていますが、水質だけで清流と判断しておられるのか、あるいは水質以外にも清流を守るために重要な項目としてどういったことを考えておられるのか、知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩田議員から、大きく3点お尋ねいただきました。

まず、川辺川におけるダム計画についてお答え申し上げます。

従来の貯留型の川辺川ダムは、治水、発電など、複数の目的を持つダムとして計画されていました。そのため、特定多目的ダム法に基づき、国が基本計画を策定し、その計画は、現在も存在しております。

この基本計画については、令和2年に本県が、洪水調節のみを行う新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進を表明した際に、廃止を国に求めることも併せて表明しております。

その後、令和4年に、新たな流水型ダムが、河川法に基づく河川整備計画に位置づけられました。

また、新たな流水型ダムについては、令和3年から、県が求めた法と同等の環境アセスメントが

進められ、今後、最終段階に当たる評価レポートが公表されます。

さらに、本年7月には、五木村振興計画を流水型ダムを前提としたものへと改定し、村、県、国の3者で確認をいたしました。相良村においても、川辺川の河川事業などの振興策を着実に進めております。

このような状況を踏まえ、この基本計画は、今後廃止に向けた手続が進んでいくものと考えており、県としても、法令にのっとり、適切に手続を進めてまいります。なお、具体的には、廃止に当たり、知事は、県議会の議決を経て、国土交通大臣に意見を述べることでとされていることも申し添えておきます。

次に、令和2年7月豪雨における犠牲者の調査についてお答え申し上げます。

県では、県警本部の資料を基に、人吉市、球磨村、芦北町、八代市坂本町、相良村、山江村の23地区で、自治会長など、26名の方に対する聞き取り調査を実施いたしました。

その結果は、検証委員会で可能な範囲で公開していますが、犠牲になられた方々の詳細については、プライバシーに関わるため、お示しいたしかねております。

なお、その聞き取り調査では、住民への避難情報などがどのように伝達されていたのか、どのような避難行動を取られていたのかなどについてもお聴きしております。

その結果、夜間に想定を超える豪雨に見舞われ、急激に水位が上昇したこと、雨音などの影響などにより、自治体からの防災無線などによる避難の呼びかけが十分に伝わらなかった事例がございました。

また、宅地かさ上げなどの河川整備により安全が確保されていると判断され、逆に避難が遅れた

事例もございました。

さらに、高齢者など避難行動要支援者に対しては、市町村による個別計画はおおむね策定されていたものの、避難の呼びかけなどにとどまり、計画どおりの支援が実施できなかった事例もございました。

令和2年7月豪雨では、このような要因が複合的に重なり、人的被害が生じたものと考えております。

議員から、質問の中で、避難の徹底が最重要とお話ございました。そのとおりであると思います。今後も、流域全体でのハード対策に加え、迅速かつ確実な情報伝達や避難体制の強化など、住民の円滑な避難を支援するソフト対策を含めた緑の流域治水を総合的に推進してまいります。

最後に、清流に対する県の考えについてお答え申し上げます。

新たな流水型ダムは、球磨川・川辺川流域の安全、安心を最大化するとともに、環境に極限まで配慮し、清流を守るものでなければなりません。

この清流に対する思いは、お一人お一人異なり、一つの言葉や指標で説明できるものではないと考えております。

そこで、環境アセスメントにおける知事意見では、見た目の美しさを示す水平透明度を含めた水環境のみならず、動物、植物、生態系、そして人と自然との触れ合い活動の場など、幅広い評価項目に対して、環境への配慮を求めています。さらに、山林も含めた河川環境の回復や創出といったネイチャーポジティブの観点からも意見を述べております。

なお、国では、知事意見や一般の皆様からの意見も踏まえ、ダム構造や試験湛水の手法及びダムの運用などにつきまして、環境アセスメントの後、引き続き環境への影響の最小化に向けて検討

を重ねられると聞いております。

今後も、流域の皆様や専門家の方々とともに、新たな流水型ダムの事業の方向性や進捗をしっかりと管理し、県民の皆様にも広くお知らせしてまいります。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁いただきました。

令和2年に廃止を国に求めて、廃止手続はまだだけれども、法と同等の環境アセスメントのレポートが今度公表される予定になっているんですね。これから廃止手続が進んで、そのときは、この議会にて議決をするというふうにお答えになりました。でも、整備計画はできているということですよ。

例えば、私もいろいろ調べて、滋賀県の大戸川ダムというところも計画変更をされたダムなんですけれども、多目的ダム法で計画をされて、20年後に廃止手続を取って、その5年後にダム事業を検証して、継続決定があつて、河川整備計画変更案を公表するというふうな手続をきちんと取られています。国交省も、整備計画の開始手続が必要なこととか、熊日のインタビューでも答えられて、認められています。手続をちゃんとしなければいけないということ。これからということなので、でも、何かもうどうしても私にはそれが分からないというか、順番がちょっと逆なのではないかなというようなことがあつて、疑問が湧いております。今日答弁をいただきましたので、それはしっかり受け止めたいと思っております。

それから、2点目なんですけれども、23地区の26人の聞き取りをされたと御答弁ありました。球磨川流域だけでも50の方が亡くなられているということ、そして、お二人については、プライバシーに関わるということでお話しされませんでしたし

たけれども、当時、新聞でもお顔の写真つきで御家族のインタビューとかも載って、どういう状況で亡くなられたかというのが記事になっています。被害防止で、教訓としてそういうものを引き出して、やっぱり共有していくべきだと思うんですね。

市民団体の方々が集められた写真とか動画とか証言とかを見れば、山田川左岸で亡くなられたお二人は、球磨川本流のバックウォーターではなくて、山田川の川幅の狭くなる場所から水が道路を伝って広がって、周囲の水位を急激に上昇させたことがあるのではないかということがあれば、検証委員会でのダムがあれば助かったというようなことにはならないかもしれないですよ。そう考えると、当時の写真や証言などが今いっぱいあるわけです。今こそ、改めて共同検証を、必要性を訴えたいと思っています。そうじゃなければ、亡くなられた方の、その命の責任がこれから取っていけないのではないかなというふうに考えています。

それから、3点目ですけども、知事は、6月の定例会でも、命と清流を守る新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について、県民の皆様の理解が深まるように説明を続けていきますとおっしゃいました。清流とは何なのかを説明するやっぱり責任はあると思います。事前通告もしましたので、やっぱり一つの言葉や指標では表せない、いろいろ述べられましたけれども、透明度のこととか、それ以外にもいろいろあるとおっしゃいましたけれども、何か今日お答えが出てないのはとても残念でなりません。

球磨川流域の方々が、球磨川は、川辺川があるから今の状況を保っていると言われました。ラフティングや球磨川下りができるのもそうだというふうに言われています。今年は、特に酷暑、暑か

ったので、川辺川のアユ、刺し網漁での漁獲がもう皆無に近い状態だと言われて、そういう話も聞きました。丁寧な河川の実態調査も望みたいと思っています。

ダムができれば、必ず変化は起こります。だから、その変化を、清流の指標、定義がなければ、それがどうなったのか確かめる手段もないのじゃないかなというふうに思います。そういうことを、県民とともに清流という定義をつくり上げていくことも必要じゃないかなと強く訴えて、この質問を終えます。

2番目の質問に行きます。

公職選挙法に関する知事の考えについて質問します。

7月に行われた東京都知事選挙において、選挙掲示板に貼られたポスターの報道を見て、驚いた方も多かったと思います。過去最多の56人が立候補した都知事選で、掲示枠が売買され、選挙ポスター掲示板の一部に、選挙とは無関係のポスターが大量に貼り出されました。また、掲示板自体が足りない状況にもなりました。

また、ある候補者は、イメージポスターとして、ほぼ全裸の女性のポスターも貼られました。売名行為もありました。こちらは、すぐ警視庁が動き、差し替えとなりましたが、子供の通学路などに掲示板があり、心配した保護者の声も上がりました。

私は、これらの様子を見て、ここまで来たか、ますます政治不信が強まるのではないかと政治家への信頼もなくなるのではないかと危惧しました。熊本県内でも、このままでは、このような状況が起こらないとも言えず、これからが心配です。

知事は、共同通信のアンケートで、公職選挙法の改正が必要だと答えられています。8月8日の

記者会見の場でも、法改正の必要性和表現の自由に配慮した論議を求めるというお話をされておられました。

公選法については、私自身もその法律下で選挙をし、ここにおけるわけですが、とってもグレーであるように思っています。

そこで、どのような改正が必要と思われるのか、表現の自由への配慮がどうあるべきかについて、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 7月の東京都知事選における選挙運動用ポスターをめぐる混乱は、全国に大きな衝撃を与えました。公営ポスター掲示場の掲示枠が事実上販売されたり、犬や猫の写真など、選挙と無関係なポスターの掲示ですとか、同じポスターを多数掲示することによる、いわゆる掲示場ジャックがされる事態となりました。

これは、選挙という民主主義を構成する重要な手続の場を軽視するものであり、政治への信頼を低下させるゆゆしき事態と受け止めています。

現行の公職選挙法においても、ポスターは「選挙運動のために使用する」と規定されています。そのため、候補者の当選を目的としないポスターは掲示することはできませんし、掲示枠を候補者以外へ販売することは、現行の公選法において制限できると私は考えています。

しかし、最高裁判例、これは、ちょっと細かいので読み上げますが、選挙管理委員会は、ポスター記載の文言の当否を審査し、その取消または修正を命ずる権限を有していないという最高裁の判例があることから、現場レベルでは制限をちゅうちょしてしまうということも理解できます。

このため、これまで以上にポスターの掲示目的を明確化した上で、品位保持や営利目的の行為の

制限が図られるよう、公職選挙法の改正を早期に行うべきだと考えております。

ただ、選挙の法の改正に当たっては、表現の自由に配慮し、選挙運動が過度に制約されないようにすべきであります。選挙運動は、候補者が当選を目指し、自らの政見などを有権者に訴えるものであり、有権者がその投票先を判断する基礎となります。選挙運動における表現の自由は、公共の福祉に反しない限り、必ず保障されるべきものと考えする必要があります。

現在、国会では、このような論点を含め、公職選挙法の改正に向けて、与野党の実務者協議が進められており、与党は、今年秋の臨時国会での改正を目指すとして報じられております。公明かつ適正な選挙が実施されるよう、また、政治への信頼が確保されるよう、引き続き、法改正に係る与野党協議の内容や国会での議論を注視してまいります。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

答弁の中にもありましたが、与野党5党が、今度、品位保持とか候補者氏名の記載を義務づける規制案を出して、秋の臨時国会でそれが決まるかどうかというようなことが今出ているんですけれども、公共の福祉に反しない限り表現の自由は保障されるということには、本当に異論はありません。良識があるとされている候補者に良識がなければ、政治不信は広がります。そうならないように、私もこれからの動きを注視していきたいと思っています。

公職選挙法の下で選挙に勝ち、当選してきた知事、私自身も、ここにおられる議員の皆さんもそうですけれども、誤解を持たれるようなグレーなことはしてはいけないのだらうと思います。良識

のある候補者であるはずですからね。取締りは警察のほうになりますので、公正、公平によろしく願いをして、次の質問に移ります。

障害のある人への合理的配慮について質問をします。

今年7月3日、旧優生保護法下の強制不妊手術をめぐる最高裁判決で、違憲判決が出されました。この判決を受け、政府は、障害者差別の根絶を掲げた対策本部を発足させました。さらなる共生社会実現への行動計画を策定する方針だとしています。

熊本県庁の障害者雇用は、労働局の令和5年障害者雇用状況の集計結果を見ると、3.13%と法定雇用率2.6%を上回っています。県庁が民間企業の障害者雇用のモデルケースとなっており、民間企業では、2.52%と前年と比較して0.05ポイント上昇し、法定雇用率2.3%達成の企業の割合は、59.4%と2.1ポイントの上昇となっています。

市町村、教育委員会ともに雇用率は前年を上回り、雇用率も達成しています。共生社会実現が進んできていると実感しています。

熊本県は、2011年、平成23年7月に、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を制定されました。全国で4番目です。

2016年、平成28年3月に、合理的配慮の提供について、庁内や地方出先機関の長に向け、総務部長と健康福祉部長から通知が出されています。事業者は、合理的配慮の提供が義務づけられました。

また、障害者差別解消法が、2016年、平成28年4月1日に施行され、2021年、令和3年の改正に伴い、今年の4月1日から合理的配慮の義務化となりました。

先日、障害者の自立と政治参加を進めるネットワークで、議会の中での合理的配慮について、総

務省に要請に参りました。早速、総務省は、今後の通知に盛り込み、配慮が広がるように、具体的な対応事例を紹介する考えがあることを明らかにされました。

この合理的配慮について、障害のある方々から御相談を受けることが多々あります。全ての御相談に共通するのは、配慮を望むと、わがままだと捉えられるということです。介助者をつければとか、自己中心的だとか、私は我慢しているのだからというようなことを言われるわけです。合理的配慮が、ずるいとかわがままとは違うのだということを、県が分かりやすく啓発をしていくべきだと感じています。

そこで質問です。

合理的配慮のさらなる周知や理解促進について、県としてどのように取り組んでいるのか、健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 県では、くまもと障がい者プランに基づき、障害のある人もない人も一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を総合的に推進しています。

御質問のありました障害のある方への合理的配慮につきましては、例えば、飲食店で車椅子のまま着席したいという申出があった場合、車椅子のまま着席できるスペースを確保するといった対応などを指します。合理的配慮の提供に当たっては、費用や実現可能性の程度を個別事案ごとに考慮し、事業者等に過重な負担とならない範囲で講ずることとされています。申出への対応が難しい場合でも、障害のある方と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。

県では、このような合理的配慮に関する理解促

進を図るため、県民や事業者への相談対応や周知啓発の取組を継続的に行っております。

まず、相談対応については、障害のある方や事業者等が抱える課題や悩みを解決するため、平成24年度から、障がい者支援課内に相談窓口を設置しております。窓口には、専門の相談員を4名配置し、合理的配慮に関する具体的なアドバイス等を行っております。

次に、県民や事業者への周知啓発に当たっては、私たち県職員が率先して理解を進める必要があると考え、合理的配慮に関する研修を必修項目に位置づけ、毎年度、全職員が受講しております。

また、県民や事業者に対しては、平成24年の障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の施行以降、10年以上にわたり出前講座を継続しており、障害者差別解消法の概要や障害のある方への接し方等について、理解の浸透を図ってまいりました。

本年4月に全事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、今年度出前講座の申込みが昨年度の2倍のペースで増えており、県民の皆様の意識の高まりを感じています。

今後も、様々な媒体を通し、県民の皆様へ分かりやすく周知啓発を行い、障害のある方への合理的配慮の提供について認識を深めていただくとともに、障害のある方や事業者等のお困りの声に耳を傾け、より一層丁寧な助言等を行い、共生社会の実現を目指していきます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

この合理的配慮というのは、英語を訳して合理的配慮としているらしいんですね。英語は私不得意なんですけれども、リーズナブルアコモデーションという英語だそうです。双方に意味のある

配慮、障害者の完全な参加を可能にする機会の調整や変更というところから、この合理的配慮ということに訳されたというふうに聞いています。

配慮というと、健常者が障害者に何か心配りをしましょうというふうな意味合いに取られることが、そこでちょっといろいろなトラブルが起こるんだと思っています。共に解決をしましょうというふうな意味合いに取らないと、先に進まないんじゃないかなというふうに感じます。

今答弁にもあったんですけども、この合理的配慮をするためには、「実施に伴う負担が過重でないとき」というふうに文言が書かれています。厚労省は、指針において、さっきも言われましたが、事業主が、それを総合的、個別的に判断してすることとしておられます。この辺りにも、何かちょっと補助とかが国からもあればいいなというふうに感じています。

たくさんの事業者や当事者からの相談を受けておられることや、出前授業での講習などで、たくさん啓発をされておられるということ、合理的配慮の義務化がどんなことなのかとか、当事者やその周りにいる人だけじゃなくて、多くの県民に理解していただくのが正念場というかな、いろいろ広げる、そういう期間だと思っています。

互いに話し合いができて働きやすくしていくことで、全体の職場環境もよくなるというふうに感じています。取り組まれていることが多くの県民に理解されていくよう、これからも丁寧をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

県立高校での中途退学者への支援や取組について伺います。

今年の3月、県立高校に通う保護者からの相談がありました。内容は、中途退学についてでした。個別の件ですので、詳細は割愛するんです

が、その高校生は、その学校を退学したくはなかったのですが、最終的には、転学という形で進路変更という道を選ぶことになりました。話を聞いている中で、とても気になったことがありました。その高校生の同級生、複数人が、1年生終了時点で、退学や転学をしたということについてです。

また、外国ルーツの子供で、日本語学習や個別の学習支援を経て高校進学を果たしたのだけでも、中退をしてしまったという事例もありました。

大学生数人に聞いてみました。それぞれ違う高校の卒業生ですが、やはり複数の退学者や転学をした人がいたと話してくれました。

文部科学省が調査している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の2022年、令和4年度の結果を見てみますと、全国の高等学校における中途退学者は4万3,401人で、全体の1.4%だそうです。令和3年度が3万8,928人で1.2%だったので、増加傾向です。令和2年度は、コロナ禍真ただ中で1.1%でした。1982年、昭和57年から平成3年度あたりは2%を超える状況。熊本県の状況を見てみますと、1.3%で全国平均と同じぐらいの中退率となっています。

事由別で見ると、これは全国の結果ですが、複数回答で、進路変更43.9%で最も多く、学校生活、学業不適応が32.8%、学業不振6%と続いています。

1982年、昭和57年からの調査結果を見ると、2%から、1999年、平成11年から数年、2.6%と増加傾向にありましたが、2009年、平成21年からは減少傾向にはなっています。それは、進路指導の充実や高校での丁寧な取組のおかげだと思います。

しかし、熊本県の高校進学率99.2%という状況

を考えると、中途退学をした子供たちのその後の進路は大変重大だと思います。

一昨年、湧心館高校の通信制の卒業式に出席しました。そのときに答辞を読んだ卒業生は、ある県立高校での友人関係の悪化などで辞め、通信制に進路変更をし、充実した生活を送り、台湾の大学への進学を決めたと話していました。その卒業生のように、進路変更で自分の居場所ができることは素晴らしいことですが、一方で、続けたかったけれども退学してしまった子供たちや転学先でもうまくいかない子供たちへのフォローや次の進路につながる支援が届いているのかが大変心配です。

そこで質問です。

熊本県で中途退学をした子供たちが、なぜ中途退学をしたのか、また、その後どのような進路に進んでいるのか、さらに、中途退学の未然防止や退学、転学する子供たちへの支援について、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君） 県立高校での中途退学者への支援や取組についてお答えいたします。

本県の公立、私立を含めた中途退学者については、直近10年で、平成25年度の880人をピークにその後は減少し、令和2年度は324人となりました。

しかし、議員御指摘のとおり、コロナ禍以降の令和3年度が422人、令和4年度が605人と、全国状況と同様、増加傾向になっています。

県教育委員会では、県立高校における中途退学の理由及び中途退学後の進路等を把握するため、毎年度状況調査を実施しています。

その調査によると、中途退学の理由は、「学校生活・学業不適応」と「進路変更」を合わせて7割近くとなっています。中途退学後の進路につい

ては、就職やアルバイト、高校への再入学や高卒認定試験を受験しての進学などが挙げられます。

中途退学の未然防止の取組としましては、まず、入学直後に新入生オリエンテーションや宿泊研修等を実施し、円滑な高校生活のスタートを支援しています。

また、学業に後れが見られる生徒や学校生活に悩みを抱えている生徒に対しては、必要に応じて個別面接や1人1台端末を活用した学習支援などを行っています。

しかしながら、様々な理由で最終的に中途退学を希望する生徒も存在しており、そのような生徒に対しましては、将来の就労等のイメージを明確化させた上で、柔軟な学習機会を提供する定時制や通信制課程の高校への転学を提案するなど、学びの継続を支援しています。また、就職を希望する生徒に対しましては、ハローワークやジョブカフェ等関係機関と連携しながら、確実に就労できるよう、丁寧な支援を行っています。

県教育委員会としましては、引き続き、中途退学の未然防止に努めるとともに、中途退学者一人一人の状況に応じた学びの継続や就労支援に取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁いただきました。

学校現場での取組の様子を答えていただき、丁寧に取り組まれているのだと思います。でも、そこからこぼれている子供たちがいます。先生たちだけではなくて、スクールカウンセラーや第三者的に支援をするような様々な角度からの大人の力が非常に重要だと思います。子供たちの中には、先ほど必要な合理的配慮の質問しましたけれども、そういう子供たちもいます。学校の中での共生社会の実現も必要だと感じます。

中途退学の生徒たち、いろんな県の状況を私も

調べてみまして、埼玉県とかが昔すごく高くて、埼玉県独自で、いろいろアンケート、5年置きに調査を行って、高校の中身を変えるというかな、それを見て施策を考えていくというような取組をして、どんどん減っていったというようなアンケート結果を見ました。

調査もされているので、高校の魅力化等とかを今考えていらっしゃるの、そういう調査を生かすというの、とても大事なことになるのじゃないかなというふうに思います。

それから、中退者が多い学校というのものもあるかもしれません。その辺の調査もしていただきたいなというふうに思います。

今回、県立高校の中途退学についての質問をしました。私学のことも、少し人数的には入れていただきましたけれども、私立高校での中退や不登校もとても気になっております。ここは、私学振興課のほうにも、しっかり問題意識を持っていたきたいなと思っています。

中退をした子供たちが社会とのつながりを失うきっかけになったり、社会とつながりを得にくいことで、ひきこもりとなる現状があるというふうに言われています。

そこで、次の質問に移ります。

ひきこもりと言われる方々への支援について伺います。

2022年度、令和4年度、内閣府が行った、こども・若者の意識と生活に関する調査の結果、全国でひきこもりの状況にある方は146万人、50人に1人の割合だという結果が出ました。146万人といえ、京都市の人口とほぼ同じぐらいとなります。15歳から39歳の子供、若者層が2.05%、40歳から64歳の中高年齢層が2.02%で、7年前の調査と比べ1.3倍となっていて、増加傾向であることが分かります。さらに、高齢化が進み、8050問題が

9060問題に発展し、問題がより深刻になっている状況にあります。また、女性のひきこもりが、40歳から64歳の層で52.3%と半数を超えたということも注目されています。

就業経験は、15歳から39歳が62.5%、40歳から69歳が90.3%との結果があり、ひきこもり状態の人の多くは、社会に出て何らかの就労を経験した後、ひきこもり状態になっていることが分かります。

コロナ禍での影響も大きく、この調査では、ひきこもりとなった主な理由の一つとして、およそ5人に1人が新型コロナウイルスの流行を挙げ、コロナ禍での社会環境の変化が背景にあることをうかがわせる結果になりました。逆に、コロナ禍によるオンライン化が人とつながるきっかけとなり、情報収集や新たな選択肢を得たというひきこもり家族会連合会の調査結果もありました。

ひきこもり状態から自立への道筋を様々な支援で構築していくべきですが、それには、人的な配置や場所というお金がかかるものが必要です。それとともに重要なのが、人や場所とのつながりをどうつくっていくかということが重要です。誰かとつながる、どこかとつながると、生きる意欲が湧いてきます。

しかし、ひきこもり当事者もその周りにいる家族も、周りの無理解から、甘やかし、怠け、親の育て方の問題とした偏見が強く、いまだになかなか相談ができない状況にあると思います。地域では、周りは知っているのに、かたくなに何事もないうようにされている御家庭もあります。本人とともに家族が変わることも必要となります。

熊本県では、こころの医療センターとひきこもり地域支援センターゆるここで具体的な支援が行われていると聞いております。

そこで質問です。

熊本県のひきこもりの状況と県で取り組んでいる支援実態、専門性のある相談窓口職員の配置状況や啓発活動及び関係機関との連携について、健康福祉部長にお伺いします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 本県では、熊本県ひきこもり地域支援センターゆるここを設置し、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談に対する支援などを行っています。

まず、ひきこもりの状況についてですが、ゆるここにおける令和5年度の電話、来所等の相談件数は延べ689件で、このうち相談者の内訳としては、本人と家族等がほぼ同数となっています。本人からの相談としては、男性が7割を占め、幅広い年代から相談があっており、また、ひきこもりの期間が3年を超える方が約7割となっています。

次に、県で取り組んでいる支援についてですが、ゆるここには、社会福祉士、保健師の資格を有する職員を合わせて3名配置しています。

本人やその家族に対しては、電話、来所、手紙による相談のほか、出張相談も行っています。さらに、外出できるようになった本人の居場所づくりや家族の孤立を防ぐためのセミナー及びサロンも開催しています。

県民に対しては、ひきこもりへの理解を促進するため、講演会の開催、熊本市電内における広報、SNSを活用した情報発信などの啓発活動に取り組んでいます。

本人や家族の身近な相談支援機関である市町村に対しては、体制の充実に向けた支援が必要であると考えています。そのため、ゆるここは、相談体制や本人の居場所づくりへの専門的な視点からの助言、支援者向けの研修会の開催などを行っています。

また、県立こころの医療センターでは、ひきこもり外来を設置し、ひきこもりに悩む方々が診療を受けやすい環境づくりを進めています。さらに、個別カウンセリングから家族グループによる病気の理解促進、福祉サービスをはじめ社会資源の活用など、治療から支援までをワンストップで提供しています。

関係機関との連携については、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関で構成されるひきこもり支援者連絡協議会を開催し、現状や課題、今後の方策に関する意見交換を行っています。

このように、様々な取組を行っていますが、ひきこもり状態となられた経緯や状況は複雑で多岐にわたるため、お一人お一人に寄り添った支援が必要であると考えています。また、ひきこもり期間が長期化していることから、本人の居場所づくり等を継続的に行う必要があります。

県としましては、引き続き、市町村をはじめ関係機関と密接に連携を図りながら、相談体制の充実や啓発活動などにしっかりと取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁いただきました。

ストレスの中での生活から身を守るために閉じ籠もる、そのこと自体は必要なことだと思います。でも、それが長くなり過ぎると、何が原因なんだろう、きっかけは何なんだろう、なぜ、なぜというふうに苦しむ本人や家族がいると思います。今日の答弁で、背景がいろんな場合があるというふうにおっしゃいました。そういういろんな一つ一つの事例を丁寧に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

相談される方の7割が期間3年以上ということで、コロナ禍の影響についても気になるところで、こころの医療センター——今日、病

院長もおられますが、コロナ禍の影響についても気になるところです。市町村の体制の充実につなげていってほしいというふうに思っています。

相談窓口というのが相談の入り口ですよ。その相談窓口で、相談員の方の経験値とかいろんな専門性がないと、そこで何かもう、ああというふうになっちゃうことが多々あると思います。先ほどの合理的配慮の相談もそうなんですけれども、やっぱり相談窓口というところの相談員の方々の経験値、専門性はとっても重要だと思っています。配置状況をお尋ねしましたのは、実態を把握されて、人員が本当にそれで足りるのかとか、しっかり見ていっていただきたいなというふうに感じて、質問も入れました。

関心がないことはなかなか耳に入らないんですけれども、市電での放送を聞かれたことありますでしょうか。本当に私はよく市電に乗るので聞きますが、ひきこもりは特別なことじゃないというところから始まります。このフレーズにぜひ耳を傾けていただきたいなというふうに思います。

次に、最後の質問になります。

国民保護法に基づく県の取組について伺います。

ミサイル避難動画についてです。

熊本県は、ユーチューブで、ミサイル避難動画を流しています。この動画について質問します。

この動画では、北朝鮮からのミサイルが発射され、Jアラートとメールなどで緊急情報の後の行動について描かれています。爆風や破片、近くの頑丈な建物、地下に、車から降りて頭部を守れと。避難訓練では、頭をグローブで守る小学生の姿や手で頭を守る大人の姿も見られます。

これを見たときに、とても驚きました。ミサイルが飛んで来て、頑丈な建物や地下がどれくらいあるだろうかと。また、体勢を低くして頭を守れ

ば回避できるのかと。戦争経験者に見てもらいました。大戦中の竹やり訓練や防空頭巾で身を守れと言っているのと同じではないかと言われました。

地震などの天災に対しての避難訓練の必要性は大変重要なことです。大事なことです。しかし、戦争やミサイルが飛んでくるなどの人災は、それがないように止めることができるはずです。国民保護法が武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としていますので、起こる、起こす可能性があるという前提の上だということは理解しています。しかし、こんなことが起こるかもしれないという不安を助長するよりも、何があってもこんなことにならないようにするという子供たちへの強いメッセージが何もないことに悲しみすら感じています。

そこで質問です。

水俣市や上天草市、熊本市でミサイル避難訓練が行われましたが、どのような武力攻撃が行われたという想定で行われたのか、動画のような避難方法で私たちの命や財産が守れるとお考えなのか、知事にお聞きします。

次に、県民への情報開示についてお尋ねします。

7月28日から8月7日まで、山口県、佐賀県、熊本県、大分県、沖縄県で、史上最高と言われる陸上自衛隊と米海兵隊との実動訓練、レゾリュート・ドラゴン24が実施されました。熊本県では、健軍駐屯地、高遊原分屯地、大矢野原演習場で、自衛隊5,700人、米海兵隊3,200人が参加しました。

これまでも毎年のように行われてきた訓練ですが、今回は、昨年4月の自衛隊ヘリコプター墜落事故や昨年11月の屋久島沖合での米軍を乗せたオスプレイの事故等でたくさんの人の命が奪われた

こともあり、この実動訓練について、心配の声を上げる県民の声も聞きました。この心配の声は、沖縄での相次ぐ米軍による女性への性的暴行事件、それを公表していなかった日本政府の対応があったことも大きな原因です。

このような県民の不安は、情報がきちんと正しく入り、対処の方法などが知られることと考えますが、熊本県として、今後、県民への情報開示をどのようにされるのか、知事公室長に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

私は、国の外交を基軸とした不断の取組により、国民保護を要する事態に陥らないことを何よりも望んでいます。

全国知事会においても、国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全、安心に影響を与える事態を回避するよう、政府に対して要望を行ったところです。

しかしながら、昨今のこの緊迫した国際情勢を踏まえると、弾道ミサイル攻撃など万が一の事態に備えるため、避難行動等を含めた国民保護の取組の重要性はますます高まっていると認識しています。

国民、県民を守るために、あらゆる有事を想定して備えを行うことは、災害対策と同様に、我々行政の責務であります。国民保護法においても、県は、住民の保護のための措置を実施しなければならないと定められています。

そのため、平成29年度は上天草市で、昨年度は熊本市と水俣市において、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施いたしました。

この訓練は、弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるかと判明した場合に、どのような行動を取るべきか、住民の皆様の理解を深めていただ

くことを目的に実施しています。住民の方には、防災行政無線やJアラートにより弾道ミサイルの情報伝達を受け、地面に伏せて頭を守ったり、近くの建物の中へ避難していただきました。

また、この訓練の様態も含めた住民が取るべき行動を具体的にまとめた動画を作成したところです。

弾道ミサイルが着弾した際には、ミサイルそのものの以上に、爆風や建物等の破片による身体への被害が予想されます。

爆風や飛散する破片は水平方向に広がるため、近くの建物の中や物陰に身を隠すといった行動、それらのような場所がない場合には、地面に伏せて頭を守るといった行動を取ることで、被害を防げる可能性が高まります。

爆風や飛散する破片への対処法について、平和な今を生きる私たち県民の多くは、あまり知らないのが現状ではないでしょうか。

弾道ミサイル攻撃等万が一の事態は、決してあってはなりません。しかしながら、災害時と同様に、その万が一の事態においても、状況に応じてどのような方法を取ることが必要なのか、被害を少なくし、自身の身を守るための最善の行動が何かを県民の皆様理解してもらうことは、県として必要なことであると考えております。

このような状況を踏まえ、住民の皆様の自らの命を守る避難行動につながるよう、今後も、Jアラートの周知や住民避難訓練、ホームページを通じた啓発など、国民保護の取組に関係機関と連携して取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 我が国に対する外部からの武力攻撃に対し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な法制度

を整備するため、平成15年に、有事法制の基本法とも言える事態対処法が制定されました。

さらに、平成16年には、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処等の措置を定めた国民保護法が制定され、事態対処法と相まって、国民保護に関して国全体として万全の体制を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための法制度が整備されました。

議員御質問の日米共同訓練は、この事態対処法における武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力する旨の規定等を踏まえまして実施されているものと認識しております。

日米共同訓練は、武力攻撃事態等に対する抑止力、対処力の強化の一環として行われているものであり、万が一そのような事態が発生した際に、県及び市町村が実施する国民保護のための措置と併せて、国及び国民の安全の確保につながるものと考えております。

このような取組の実施に当たっては、国民の理解と協力が不可欠であり、県としても、日米共同訓練が行われる際には、九州防衛局に対し、事前に情報を提供すること、訓練期間中も逐次情報提供することの申入れを行っております。

さらには、県民の皆様の安全を第一に、事故防止及び安全確保の徹底や騒音、振動への対策のほか、市街地の上空及び低空飛行を避けることや米軍関係者の規律遵守など、住民の皆様の不安払拭のための対応を強く要請しております。

なお、九州防衛局から提供があった情報は、随時県のホームページで公開し、広く県民の皆様にお知らせしているところです。

県としては、今後も、九州防衛局に対して幅広い情報提供を求めるとともに、提供がありました情報につきましては、できる限り速やかに公開

し、県民の皆様の不安を和らげるよう取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁いただきました。

2004年に成立した国民保護法の3つの柱は、避難、救援、被害の最小化、あってはならない事態から国民を保護するということです。避難をさせるならば、それなりの地下や建物を整備することが先なのではないかと思っています。これは、本当に皆さんそう思っていらっしゃると思います。

自然災害とは違います。その上に他県からの避難者受入れなど、考えただけでも矛盾があります。どうか、あってはならないことが起こらないように、平和への道、子供たちが未来に希望が持てるような発信、そういう発信をお願いしたいと思います。

オスプレイの事故があって、アメリカは、11月の事故後、飛行停止措置を取っています。今年の3月から限定的に飛行を再開しましたがけれども、飛行場から30分の空域に限定をして飛行しているというふうな報道があって、今年6月、安全性を高めるため調査を行い、その調査は、半年から9か月かかるというふうにしています。でも、レゾリュート・ドラゴンでは、負傷者の搬送訓練で30分以上飛んでいます。

私の場合、家族や親類、それから友人、御近所、教え子、保護者にたくさん自衛隊の方がいらっしゃいます。退官された後、地域の自治会などでは、リーダーとして活躍をされておられる方もたくさんおられます。

自衛隊員の数、日本で3番目に多いのが熊本県です。だから、熊本地震のときにもすぐ駆けつけていただきましたよね。本当にあのときに自衛隊の方々の姿を見たら、もう本当、涙して、わあ、来てくださってよかったと言って安心した被災者

の方々、たくさん見ました。

県民の安全を第一にの中には、当たり前にも自衛隊員も含まれます。大矢野原演習場での日米合同演習などは、近隣住民には説明がありますが、あとはホームページに載っているというだけでは、もう本当に皆さんに知られてないんですよね。このような情報こそ、メディアを使って、しっかりと報道というか、知らせていただきたいと思っています。

戦後79年です。この戦後がずっと続くように、私たち頑張らなきゃいけないなというふうに思います。

それでは、御清聴ありがとうございました。

（拍手）

○議長（山口裕君） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田憲秀君。

〔前田憲秀君登壇〕（拍手）

○前田憲秀君 皆さん、こんにちは。熊本市第二選挙区・公明党の前田憲秀でございます。

今回で18回目の質問になります。なかなかやっばり的を絞り切れず、今日も盛りだくさんの内容となってしまいました。ただ、木村知事へは初めての議論の場となりますので、知事はじめ執行部の皆さん方には、明快で思い切った答弁をぜひ期待をして、早速質問に入りたいと思います。

初めに、水の安全確保に向けてというテーマで質問をさせていただきます。

水の問題に関しては、これまでも多くの議員が議論を重ねてきました。今でも、私は、多くの方

から不安の声を聞く機会がございます。改めて、今回質問をさせていただきます。

武蔵野大学客員教授で水ジャーナリストの橋本淳司氏によれば、近年、世界的に水資源の確保が厳しさを増してきており、UNHCR、国連難民高等弁務官事務所の調査では、気候変動と自然災害によって水や食料を確保できず、住む場所を追われる気候難民が年間2,000万人以上に上り、今後さらに増えると予想されています。

日本の年間降水量は世界平均の1.5倍ですが、急峻な地形のため、雨水はすぐに川から海へ流れてしまい、また、人口密度が高いため、一人一人に与えられる水の賦存量、利用可能量は、世界平均の半分にも満たないといえます。つまり、日本の水資源は、思っているほど多くはないのです。

今年2月、世界最大手の半導体企業TSMCの熊本工場が開所し、さらに第2工場の建設も進んでいます。このTSMC進出と関連企業の集積に伴う大量の水使用により、熊本の水資源が枯渇したり、水が汚染されるといった状況が起きれば、本当に取り返しがつかないことになり、多くの県民が不安に感じているところであるかと思えます。

一方で、熊本では、ソニー、富士フイルム、コカ・コーラ、サントリーなどの地域の水を使う企業が地下水涵養事業に取り組んでおり、農家と協力し、稲刈り後の田んぼの水張りを支援しています。

また、くまもと地下水財団による涵養事業や地下水のモニタリング事業も行われており、こうした市町村の枠を超えた地下水保全の取組は、世界でも高く評価され、2013年国連“生命の水”最優秀賞を受賞しています。

昨今、大量の冷却水を必要とする大手IT企業は、自分たちがくみ上げた水よりも多くの水を自

然界に返すという意味のウォーターポジティブという言葉を使って水対策に力を入れてきていますが、この橋本教授は、ウォーターポジティブの先例と成功例は熊本にあると紹介していただいています。

最近では、熊本で、有機フッ素化合物の一種、PFOS、PFOAが国の目標値を超えて検出されたとの報道もあります。ウォーターポジティブに世界中のIT企業が取り組んでいるように、水質においても、県民に安心感を与えるような取組が極めて重要であります。

本県においても、水量の安全確保に向けた取組と同様に、模範となるような水質の安全確保に向けた取組を行っていただきたいと考えます。

以上、熊本の水の安全確保に向けた知事の見解についてお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 前田議員から、熊本の水の安全確保に向けて御質問いただきました。

県民の関心事でもあるテーマであるため、少々長くなりますが、丁寧に御回答申し上げます。

まず、水量の安全確保に向けた取組についてお答えいたします。

熊本の地下水は、水が浸透しやすい地質と加藤清正公の時代に開発された白川中流域の水田により、長い歴史をかけて育まれてまいりました。

一方で、都市化の進展による人口の増加や農地、森林などの減少の影響もあり、20年ほど前までは、一部地域において、地下水位は低下傾向にございました。

その後、ソニーやサントリーといった本県に進出した企業、また、くまもと地下水財団や地元農家、土地改良区の方々による水田湛水などの地道な取組もあり、地下水位は徐々に回復傾向にござ

います。

そのような中、半導体関連企業の集積に伴う大規模取水や開発による涵養域の減少が懸念され、従来の取組をより発展させ、持続可能なものにしていく必要があるところでございます。

そこで、昨年10月、地下水保全条例に基づく地下水涵養指針を改正し、取水事業者における涵養目標を、取水量に対して原則10割に強化いたしました。

また、地元の農業者の皆様の御協力もあって、水田湛水の取組は、順調に広がっております。今年の冬からは、涵養効果の高い白川中流域において、これまで行われていなかった冬期湛水事業も本格的に実施される予定です。

さらには、J A S Mが白川中流域で生産されたお米を社員食堂で使用するなど、地下水を利用する企業が米の作付面積拡大を支援する新たな取組も始まりました。

加えて、雨水浸透施設の設置推進や浸透性調整池を活用した人工涵養の可能性調査など、営農のみに頼らない地下水涵養についての取組も行っております。

これらの積み重ねの結果、令和4年度から令和9年度の5年間にかけて、地下水の涵養量の増加量は、1,000万トンを超えるめどがついたところでございます。これは、J A S M第1工場の取水量の3倍を超える規模になります。

また、上流側であります阿蘇地域の地下水涵養効果についても、しっかりと評価していく必要がございます。先月開催された熊本市との調整会議において、阿蘇地域の涵養に熊本市と取り組んでいくことを大西市長と確認しております。

次に、水質の安全確保に向けた取組についてお答え申し上げます。

半導体関連企業の集積が進む中で、工場からの

排水への不安が寄せられていることについては、私もよく承知しております。

半導体関連企業集積周辺地域における工場の排水対策については、法令等に基づく規制物質をまず対象に、下水道へ流入する段階では関係市町が、下水処理場から坪井川に排出される段階では熊本市が、それぞれにおいて基準に適合しているかをしっかり確認いたします。

県では、関係市町と連携して監視を徹底し、その結果を公表するとともに、適切に対応してまいります。

昨年8月からは、工場周辺の河川や地下水について、法令等で規制されていない物質を対象に、環境モニタリングを実施しております。18種類の金属類や1万種を超える化学物質について、新たな工場の稼働前後を比較して変化がないか、客観的かつ科学的に確認しております。行政によるこのような調査は、全国でも例のない取組でございます。

法令等で規制のない物質については、基準値などがないことから、その調査結果は、専門家で構成する環境モニタリング委員会の意見を添えて公表するとともに、適切な対応につなげてまいります。

これらの取組については、パンフレットや動画を作成し、県民に情報を発信しております。

加えて、最近話題の有機フッ素化合物、P F O S及びP F O Aについては、全国や熊本市内の井戸における目標値超過事例に関する報道などにより、県民の関心が高くなっております。

県では、河川や地下水の調査地点を、昨年度の17地点から今年度は73地点へと大幅に増やしております。検査結果が判明次第、速やかに公表することとしております。

さらに、水道におけるP F O S、P F O Aにつ

いては、国が現在全国調査を行っております。

このような中、県内の東海大学の阿蘇くまもと臨空キャンパス専用水道に使う水源井戸の水が目標値を超過したとの報告がございました。

県では、報告を受けた翌日に本事案を公表するとともに、関係する周辺の町と連携して、当該井戸から半径500メートルの範囲内の井戸利用者には、飲用を控えるよう注意喚起を行いました。

また、国の対応手引に沿って、地下水における目標値の超過範囲を把握するためにも、追加の調査に迅速に着手しており、結果は、判明次第速やかに公表する予定でございます。

今回、東海大学から県へ迅速に報告がなされたことが、その後の速やかな追加調査の着手につながっておりまして、東海大学には適切に対応していただいたと感謝しております。

今後も、目標値の超過が確認された場合には、周辺住民が過剰に不安を抱かれることがないよう、適切な追加調査と正確な情報発信に努めてまいります。

県では、これらの取組を通じて、企業の地下水利用による県民生活への影響の最小化、そして、地下水の水質保全をしっかりと図ってまいります。私が旗振り役となり、熊本ブランドであり、かつ世界に誇る財産である地下水を守る取組に全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 木村知事から、改めて水の安全性に向けて答弁をいただきました。

水の安全性というのは、熊本だからこそ注目度も高いのではないかと思います。半導体は、皆さん御存じのとおり、回路の幅が細かいほど性能が高いと言われております。2000年代初めに、ナノ、いわゆる1ナノが1メートルの10億分の1、

1ミリの100万分の1世代に突入したと言われ、このTSMCは、このナノの10分の1に当たる——オングストロームと言うらしいですけども、この世代の研究に今はもう取り組んでいるというふうに聞いております。

今後、大きな経済効果が期待される反面、地下水への影響を懸念する声は常に出てくるのではないかと考えております。特に、地下水保全と安全性の問題は、今後も常に情報発信に努めていかねばならないと実感しております。引き続きよろしく願いをいたします。

続きまして、渋滞対策について質問をさせていただきます。

熊本都市圏の交通渋滞は、悪名が高く、国土交通省が公表している熊本県内の主要渋滞箇所は283か所に上り、九州7県で最多であり、人口が熊本県の3倍ある福岡県の173か所を大きく上回っています。また、県全体の渋滞箇所の6割が熊本市内に集中しており、三大都市圏以外の全国の政令市の中で、熊本市の車の移動環境が最悪であると言われていたゆえんであります。

木村知事は、就任後、大西熊本市長とのトップ会談や県・市調整会議等の場で、渋滞解消に向けた意見交換を行っておられます。

6月に行われた第1回熊本県渋滞解消推進本部会議では、熊本の実態を確認した上で、県民挙げて公共交通利用促進を図る施策を強力に推し進めるとの議事内容であったと思います。

しかしながら、その後の8月19日の県・市調整会議の場で申し合わされたことは、県、市合同で時差出勤、テレワークに職員が取り組むでありました。正直言って、今さら感を感じてしまったのは私だけではないと思います。いわゆるフレックスタイム制であり、昭和に誕生した労働時間配分の仕組みであります。

同日の地元紙では、先行して実施した熊本市職員の時差出勤が快適だったとの見出しでしたが、今日までなぜできなかったのか、また、県でも、今現在希望者に時差出勤制度を設けていますが、それとどこが違うのか、そして、実施する以上、数値的な達成目標を明確にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

東京大学の伊藤昌毅准教授の研究グループが、熊本はなぜこんなに渋滞が激しいのかを明快に述べられています。それは、道路に対して車が多いからだ。都市圏の骨格道路が完成しておらず、ネットワーク機能を十分に発揮していない。このことは、2016年にまとめられた熊本都市圏都市交通マスタープランで言及されています。

つまり、問題は浮き彫りになったが、8年間対策がなかなかできていなかったとしか言いようがありません。短期的、中長期的な方向性をしっかりと打ち出し、県民にわくわく感を与えてほしいと思います。

例えば、電車通りなどの幹線道路で、右折レーンがないような交差点をいっそのこと右折禁止にして、3車線のうち真ん中のレーンしか走れないといったイメージを払拭するとか、短期的に効果のある取組を考えられないでしょうか。

伊藤准教授は、交通渋滞脱出の鍵は、公共交通へのシフトと言われています。鉄道を見ても、熊本駅の1日の乗車人員は、23年度で1万6,292人と九州で5番目です。これは、3位の鹿児島中央、4位の大分よりも少ないのですが、上熊本、新水前寺、水前寺、肥後大津、新八代、玉名など、熊本は沿線の駅の利用者が多いのが特徴です。鹿児島や大分のように、1か所に集中した利用ではありません。

そこで、各主要駅とバスとの結節を重視して、公共交通へのシフトを思い切って検討することも

考えられます。

大事なことは、来年までにどこまでやってみる、次は何をやるといったように、期限を決めて目標を明確に示すことではないかと思います。道路の整備に関しても、わくわく感が欲しいところですが、いかがでしょうか。

木村知事の肝煎りでできた渋滞解消推進本部の旗振り役、道路のエキスパート、亀崎副知事にお尋ねをいたします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) 熊本都市圏の渋滞問題は、県政の重要課題の一つで、喫緊の課題と認識しております。

県は、これまでも、渋滞緩和に効果的な交通ネットワークの構築に向けて、道路や公共交通におけるハード、ソフトの様々な施策を実施してきました。

木村知事就任後に設置されました渋滞解消推進本部では、これらの取組をさらに加速し、庁内関係部局が一丸となって進めることとしております。

また、渋滞解消に向けては、都市圏の市町村と連携して取り組むことが重要であることから、まずは、熊本市とトップ会談や熊本県・熊本市調整会議において、都市圏の渋滞の特徴や取組の方向性について認識を共有いたしました。

今後は、道路と公共交通の各施策のさらなる連携を図り、対策の着実な実施に加え、新たな対策も組み入れ、できるものは前倒しをしながら、これまで以上のスピード感を持って取り組んでまいります。

具体的な取組については、ソフト面で直ちにできる対策として、朝夕のピーク交通をカットするための時差出勤、テレワークに、県と熊本市合同で着手しました。9月2日から、県、市合わせて

1日4,000人を目標に取り組んでいます。

これまで、県では、時差出勤の制度自体はありましたが、渋滞緩和を目的として明確な参加人員の目標を掲げ、熊本市と合同で取り組んだのは、今回が初めての試みです。

今後は、警察本部の協力を得ながら、この結果を渋滞緩和の観点から検証し、具体的な効果を県民の皆様にお示ししたいと考えております。

加えて、この秋から、時差出勤や公共交通の利用が渋滞解消につながることを広く周知するプロモーション事業を展開します。あわせて、事業者によるバス、市電等で、オフピークである午前9時以降に降車した場合の料金を割引するキャンペーンも行われます。

また、JR豊肥本線の利用者は年々増加しており、これまで、熊本駅や新水前寺駅では、県と熊本市が連携して、駅前広場や関連道路整備を組み合わせた交通結節機能の強化を図ってまいりました。熊本都市圏の基幹的な公共交通軸として、渋滞解消にも大きな役割を果たすよう、JR九州に強く働きかけるなど、さらなる輸送力強化に取り組んでまいります。

路線バスについては、速達性向上のため、道路整備と合わせたバスレーンの設置や公共車両優先システムの導入についても、交通管理者と協議を行ってまいります。

次に、道路につきましては、信号制御と連携した交差点改良やバスベ이의設置、停留所の改良、パーク・アンド・ライドの推進など、即効性の高い対策に、集中的かつ重点的に取り組んでまいります。

都市圏では、これまで、都市の骨格となる中九州横断道路や熊本西環状道路、国道3号植木バイパスの整備が目に見える形で進められており、国道387号の4車線化などについても、早期着工に

向け検討を進めております。中長期的には、これらの骨格幹線道路の効果を最大限に生かすための幹線道路の整備につきましても、着実に取り組んでまいります。

さらに、渋滞を緩和する熊本都市圏3連絡道路につきましても、国の最大限の協力の下、熊本市と連携を図りながら、スピード感を持って取り組んでまいります。

渋滞解消に向けては、このように、道路と公共交通の整備を両輪に、最大限の効果を発揮させていくことが重要です。県としましては、年内をめどに渋滞対策の方向性や新たな対策をお示し、これまで以上に目に見える形でしっかりと取り組んでまいります。

今後は、都市圏の市町村や関係機関と連携しながら、総力戦で取組を進め、県民の皆様が渋滞解消を実感できる対策を講じてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 副知事に御答弁をいただきました。

聞き方があんまり上手じゃなかったのか、本当に長文で、分かりやすい答弁ではございましたが、年内に効果を示すという御答弁がございました。しっかり——先ほどの答弁のバスベイとかありましたけれども、多分皆さん御存じないんじゃないかと思います。バスが止まるときに、バス停で道路から外れて止まるようなスペースをつくるということらしいんですけれども、じゃあ、どこに、どれぐらい造るのかとか、もう少しそういった目標も必要じゃないかなというふうに思っています。

木村知事の肝煎りでつくられた渋滞解消推進本部でございますので、今後のわくわく感創出にぜひ期待をしたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

今後なくなっていくものへの対応ということで、3つ質問をさせていただきます。

まず1つ目に、今後の公共交通とＩＣカードの問題について質問いたします。

今年の5月に、県執行部から、交通系決済サービスに関する情報を得ました。それは、次のような内容です。

県内の路線バス及び熊本電鉄で利用されている全国相互利用カードに関する機器の保守契約が来年3月で終了する予定ですが、更新費用が高額、12億1,000万円となっていることから、導入費用が半額で済む他の決済サービスに変更することが決定しました、本件に関しては、バス事業者から公表されますとのことでした。

この情報を得たのは、バス事業者が公表する当日でした。つまり、全国系のＩＣカード、Ｓｕｉｃａ、ＰＡＳＭＯ、ＳＵＧＯＣＡ等が、来年から熊本の路線バス等で使えなくなるということです。

思い返せば、10年ほど前に地域カードが導入されたとき、県外からの来訪者の利便性を確保すべく、全国系ＩＣカードの片利用方式を提案し、平成26年6月の県議会で、交通系ＩＣカード利用環境整備事業の執行に当たって、高齢者や学生へのサービスについて最大限努力し、県民にとっての利便性の高いカードとすること等の附帯決議を行いました。当時は、全国的にも先進的な事例で、利用者からも高評価を得ていたものと確信しています。

今回唐突に交通事業者からサービス廃止を発表するとの情報に疑問を持ちましたが、私なりに、厳しい経営環境、インバウンドを見据えた将来性、識者や海外の状況を鑑みたとき、やむを得ないという結論に至りました。

しかしながら、バス利用者の4分の1が使うサ

ービスを廃止するにもかかわらず、利用者に対する説明が全くなかった点は、共感が得られないのではないのでしょうか。更新費用が高いとの理由ですが、不便を被るのは利用者であり、サービス継続のための努力も足りなかったように感じます。

今回の件で、熊本市議会では、国に対して、システム更新費用についても補助制度の対象とするよう、引き続き要望を行うこと等の附帯決議をしています。

県としても、事業者を支援する立場として、事業者にしつかりと助言、働きかけをすべきではなかったかと思いますが、企画振興部長に見解をお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 今後の公共交通とＩＣカードの問題についてお答えします。

公共交通は、経済社会活動の基盤として、また、住民の移動手段確保や地域活性化のために必要不可欠であり、喫緊の課題である交通渋滞の緩和にも有効です。その利便性を確保する手段として、キャッシュレスによる交通系決済サービスは重要であると認識しています。

現在、バス事業者等で利用されている交通系決済サービスは、令和7年3月に保守期限を迎えることから、その対応について、バス事業者等を中心に検討が進められてきました。

人口減少等を背景にバスの利用者が減少傾向にあり、さらにコロナ禍で打撃を受けるなど、経営状況が非常に厳しい事業者にとっては、全国相互利用カードに係る機器の更新費用が12億円と高額であることが大きな課題でした。

そのため、県においては、令和4年度から、熊本市とともにバス事業者等との協議に参画し、現在の障害者や高齢者の割引、通勤通学定期といったきめ細やかな対応を維持することや、利用者の

利便性の確保、経済合理性、将来性の観点を特に重視するなど、バス事業者等と様々な検討を重ねてまいりました。

その結果、くまモンのＩＣカードを維持しつつ、更新費用が半額程度に抑えられ、今後キャッシュレス決済の主流となるクレジット決済等を導入することを事業者が決定したところです。

一方で、議員御指摘のとおり、24%の方が全国相互利用カードを利用されており、これらの方々には、決済手段を変更していただく必要があります。

今後、混乱を招かないよう、熊本市やバス事業者等と連携を図り、新たな決済手段への円滑な移行と丁寧な周知を図ってまいります。

具体的には、県や熊本市、バス事業者等でワーキンググループを設置し、利用者の年代ごとにターゲットを絞ったプロモーションの準備を行っています。

さらに、県の6月補正予算を活用した事業として、渋滞の緩和や公共交通の利用促進を目的に、10月から、くまモンのＩＣカードを活用して、バス、市電等でオフピークである午前9時以降に降車した場合の料金を割引するキャンペーンを実施します。時差出勤の取組などと組み合わせながら、多くの県民の皆様にもメリットを感じていただきたいと思いますと考えております。

今後とも、市町村や交通事業者等と連携し、公共交通の充実にしっかりと取り組んでまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 御答弁ありがとうございました。

私が今回言いたかったのは、質問でも述べましたが、利用者への説明がなかったということです。利便性の確保、経済合理性、将来性など、様々な検討を重ねてきたとの御答弁だったんですけれ

ども、利用者には何も検討内容は伝えられていません。検討時点で県民挙げて考える時間があれば、支援の在り方、要望等、可能性を探ることもあったのではないかと指摘であります。

先ほど亀崎部長からもありました。一昨日だったでしょうか、発表された公共交通利用時の運賃補助、渋滞をなくそう半額キャンペーンだったと思いますけれども、これはたしか2月までだったと思いますけれども、まあキャンペーンですからそうなんでしょうけれども、もっと交通事業者と役割をしっかりと話し合って、恒久的なものにしていただきたいということも要望させていただきたいと思っております。

続いて、今後なくなっていくものへの対応についての2番目、水素ステーションの撤去後の水素の利活用について御質問いたします。

平成27年の地元紙には、熊本県は、2016年に究極のエコカーとされる燃料電池車を導入し、普及啓発事業に活用する、さらに、水素ステーションを設置し、将来の水素社会到来を見据え、需要の創出を図ると書かれていました。そして、設置から8年後の今年6月、「県庁、水素ステーション撤去」の記事が同じ地元紙に掲載されました。水素社会到来を見据え、需要の創出を図るという当時の方針から大きく後退する事態になりそうで、残念でなりません。

水素エネルギー技術の開発や推進に関しては、国が前面に立って支援しており、GX、グリーントランスフォーメーション、経済移行債を国債として発行し、20兆円の先行投資に充てようという方針が打ち出されています。

燃やしてもCO₂を排出しない次世代燃料として注目される水素ですが、例えば、太陽光発電の電力を使い、水を電気分解して水素を製造する水電解装置の実験も行われています。

再生可能エネルギーで製造した水素は、グリーン水素と呼ばれ、製造時にもCO₂を排出しません。また、天候や時刻の変化で太陽光由来の電力が使えなくなると、自動で水素が燃料電池に補填され、発電を始める水素製造ユニットの発電実験も行われています。

さらに、北海道では、水素の製造から供給まで担う新会社が10月に設立される予定であり、政府からGX金融・資産運用特区にも選定され、GXの取組が加速しています。

再エネアイランドと言われる九州では、夏季に余剰電力が発生し、出力抑制が行われています。発電した電力を捨てているわけですが、余った電力を水素に転換し、有効活用するような取組等ができないのでしょうか。

県も、再生可能エネルギーの発電量の割合を50%に設定し、併せて余剰電力を無駄にしない仕組みを検討するとしています。2歩下がって3歩進める発信を、8年前に唱えた水素社会の到来を見据えた需要の創出に、もう一度先進的に取り組む意欲はないでしょうか。

以上、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) スマート水素ステーションは、水素自動車が出回っていない平成28年に、県内への水素自動車の普及とCO₂削減効果の検証を目的に、国の実証事業で導入いたしました。

その後、令和3年8月、民間の商用水素ステーションが熊本市の南区に設置され、県内でも水素自動車の販売が開始されましたが、本年7月末時点で、県内で47台、全国で8,320台の登録にとどまっております。

このように、全国的に取組が進んでいないのが現状ですが、ゼロカーボン社会には、水素社会の

実現が不可欠です。

また、水素社会に向けた取組には、行政だけでなく、企業等と技術面や実行面での連携が欠かせません。

本県の関係では、再エネを活用した水素やメタンガスの製造について、実証プラントを整備し、検討されている企業があります。また、製品製造時に発生するCO₂の排出削減のため、水素の活用を検討されている企業もございます。

県では、このような県内企業を中心に、水素の利活用に向けた意見交換会を開催する予定としております。会議では、水素に係る企業のニーズやこれまでの検討結果、見いだされた課題を共有するとともに、企業の技術やノウハウを基に、水素エネルギーの現実的な利活用に向けた検討を行ってまいります。

また、水素社会の実現には、国を挙げた体制構築が不可欠です。国に対しては、水素自動車の普及につながる水素ステーションの拡大や再エネ由来の余剰エネルギーを水素で貯蔵するための基盤整備など、水素の社会実装に向けた支援を要望しております。

このように、官民が連携して、地域の実情に応じた実現可能性の高い水素エネルギー利活用促進策を検討するとともに、国に対し必要な施策を提案し、水素社会の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 商工労働部長に御答弁をいただきました。

水素社会に向けて、着実に取組を進めてまいるという発言もございました。期待をして、これからはしっかりと水素については議論をしていきたいと思っております。

次に、今後なくなっていくものへの対応につい

での3番目、HPVワクチンのキャッチアップ接種についての対応について質問いたします。

先月8月に、肥後医育塾主催の「がんの原因となるウイルス～予防のためにできること～」と題した公開セミナーが医師会館で開催されました。ウイルスは、感染症をもたらすウイルスとがんをもたらすウイルスに分けられ、今回は、後者のがんをもたらすウイルスに焦点を当てたものでございました。

がんの原因となるウイルスとして、ヒトT細胞白血病ウイルス1型、B型・C型肝炎ウイルス、ヒトパピローマウイルスが紹介され、特に、年間約3万人ががんと診断され、約3,000人が亡くなっている子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染について取り上げられていました。

講演では、近年、子宮頸がんの患者数、死亡者数ともに増加傾向で、特に50歳未満の若い世代で増加しているとのことでした。

この子宮頸がんを予防するHPVワクチンは、2013年4月に国の定期接種となるも、直後から全身のしびれなどの訴えが相次ぎ、同年6月に積極的勧奨が中止をされました。しかし、それから9年後の2022年4月に、安全性と有効性が確認されたとして、勧奨が再開されております。

そして、現在、この9年間に接種対象年齢だった1997年度から2007年度生まれの女性に対して、公費によるキャッチアップ接種が行われています。

しかしながら、厚労省によると、2022年度のキャッチアップ接種対象者のうち、実際に初回接種した人は、全国で6.1%と低迷しているとのことでした。

昨年、熊本大学が、女子学生を対象に、HPVワクチンの公平な接種機会を確保し、がんを正し

く認識する取組を行いました。10月、11月、今年3月と各月2日間、各日60人まで集団接種を実施しています。

県も、これまで、県下の市町村と連携をし、周知に力を入れています。厚労省が今年2月から3月に行ったアンケートでは、HPVワクチンを知らないと答えた接種対象者が36.1%、キャッチアップ接種を知らないと答えた対象者が48.5%と、厳しい数値でありました。

キャッチアップ接種は、今年度で終了します。HPVワクチンは、半年間に3回接種が必要と言われており、今月9月に接種を開始しないと、公費接種ができなくなります。接種自体は本人、家族の判断ですが、上記のようにキャッチアップ接種を知らなかったという人を一人でも減らすべきだと考えます。期限も迫り、できることは限られますが、ホームページで専門家やドクターのコメントを載せるなど、周知の工夫や検討ができないでしょうか。県下の状況と併せて、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) HPVワクチンのキャッチアップ接種は、積極的な接種の勧奨が控えられていた期間、定期接種の対象となっていた方々に、公平な接種機会を確保するため、改めて公費で接種する機会を提供するものです。

HPVワクチンは、間隔を空けた上で、半年にわたり合計3回接種しなければなりません。キャッチアップ接種の期間は、令和4年度から今年度までとなっており、一度も接種をしたことのない方が今年度内に3回の接種を終えるためには、今月末までに1回目を接種する必要があります。

そこで、キャッチアップ接種の存在を知っていれば受けたかったのにと、受けるつもりでいたが忘れていたという方が後々出ないようにしなけ

ればなりません。

これまで、県では、接種するかどうかの判断に必要な情報が対象者に確実に届くよう、県政ラジオ、テレビCM、県ホームページ等の広報媒体を活用した周知に取り組んできました。これにより、県内の接種者数は、令和4年度は延べ約9,800人、令和5年度は暫定値で延べ1万1,000人と増加してきました。

最終年度となる今年度は、県の公式SNSを活用した広報や県と連携協定を締結した生命保険会社と共同で作成したチラシの配布などの取組も始めました。

また、接種の実施主体である市町村においても、対象者への個別の通知を行うとともに、広報誌やSNSによる情報発信の強化に取り組んでいます。

さらに、対象者が御自身の体のこととして接種により関心を持っていただくため、議員から御提案いただきました有識者のアドバイスについても、熊本県医師会の御協力の下、県のホームページに早急に掲載するなど、キャッチアップ接種の周知にしっかりと取り組んでまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 御答弁いただきました。

HPVワクチンのキャッチアップ接種については、今回が最後の質問になると思います。熊大の先生方も、なぜここまで周知が進まないのだろうかと懸念を持たれていました。

昨日の報道で、早稲田大学の研究チームが、尿検査でHPVのたんぱく質の検出に成功したというニュースがありました。初期の段階で、高い確率で予防が可能にという報道もございました。とにかく、周知、有識者のアドバイスも早急に掲載しという答弁でした。ぜひともよろしく願いをしたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

アリーナの建設に向けてというテーマで質問をさせていただきます。

今年8月28日に、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議が開催されました。これまでの県議会における県有スポーツ施設の在り方等についての議論を受けて開催されたものと推察いたします。

会議の内容は、検討対象の施設、各施設の現状と課題、調査委託の実施、今後のスケジュール等でしたが、今回の質問では、これまでも議論してきましたアリーナの建設について問いたいと思っております。

先日の報道で「夢のアリーナ、全国に続々」との見出しが出ていました。プロバスケットボールBリーグは、2026年に新トップカテゴリーのBリーグ・プレミアをスタートさせます。

この新B1に参加するための条件として、収容人数5,000人以上でVIP席などを備えたアリーナの確保が必要となり、このBリーグ改革が空前のアリーナ建設のラッシュの呼び水になっています。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、Bリーグの各クラブのアリーナ建設の状況やオーナー企業、アリーナ席数を一覧にまとめたものであります。一部紹介します。

ナンバー1番、沖縄アリーナ、皆さん御存じのとおり、1万席を有しております。建設費は160億円かかっておりますが、150億円は基地関係交付金という特殊な事情でできております。ただ、ここは、2021年4月にオープンをして、2年9か月後の昨年末に、既に来場者100万人を突破しており、バスケのゴールデンキングスのホームゲームで57万人、コンサートで22万人、その他のイベントで21万人と聞いております。

もう1つ紹介いたします。

21番を御覧ください。

長崎です。6,000席を有するアリーナが計画されております。皆さん御承知のとおり、来月10月に長崎スタジアムシティがオープンいたします。6,000席のアリーナ、2万席のサッカースタジアム、日本初のサッカースタジアムビューホテルが民間主導で完成予定です。

これも御存じかと思いますが、オープンのこれから落としには福山雅治氏が登場して、盛大にオープンすると聞いております。

昨年5月に開業したSAGAアリーナは、11番ですが、最先端の設備を誇っており、8,400席、ここを本拠地とする佐賀バルーンズは、1試合平均観客動員数は、B2時代の1,339人から、B1に昇格した23年から24年で5,061人と急増しています。

アリーナを整備した佐賀県によれば、開業から1年間の来場者数は、コンサートなどのイベントを含めて約50万人に上るとのことです。

24番のシーホース三河、愛知県安城市では、全国でもあまり例がない負担つき寄附による新アリーナ建設計画が進んでいます。

隣接する刈谷市に本社を置くアイシンが募金団体を設立し、企業、個人から資金を募って建設。完成後は安城市に寄附する一方で、指定管理者として独立採算で運営するというものです。地域のにぎわい創出のための施設として貢献したいという不退転の決意であり、市側もリスクはほぼゼロで、経済波及効果は約16億円と見ています。

このように、地域活性化の核となるアリーナ建設の流れが全国に波及しており、熊本ヴォルターズが現に県民に勇気と希望を与えている現状を見ても、この流れに遅れるわけにはいかないのではないのでしょうか。

ある地域では、都市構造再編集集中支援事業など、国の交付金を活用するとの声を聞きます。地域活性化、地方創生、交流人口拡大へ向け、スポーツ施設の在り方検討から一歩進んだ考え方はできないのでしょうか。知事就任時に、アリーナの在り方について、強い決意を感じた木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

アリーナについて、スポーツ庁では、平成28年に策定したスタジアム・アリーナ改革指針において、スポーツ施設としての利用を前提に、多くの集客による経済波及効果等を生み出すとともに、スポーツ産業の持つ成長性を取り込みつつ、地域経済の持続的成長を実現していく施設と位置づけております。

現在、全国各地で官民連携によるアリーナやスタジアムの整備が進んでいると、先ほど議員御指摘のとおり、私も承知しております。

そのような中、県では、県立総合体育館など、老朽化などの課題を抱える県営スポーツ施設について、経済界、スポーツ関係団体の代表者などで構成する検討会議を設けて、民間活力の導入等も含めた公民連携による整備の方向性の検討を進めております。

本年8月28日に開催した第1回検討会議では、委員から、交通アクセスへの配慮や誘客など、複合的な機能を持たせることの有用性に関する意見もありました。

今後の検討会議においても、アリーナを含めた各スポーツ施設について、スポーツをする側と見る側の視点に加え、地域のまちづくりや地方創生につながる観点も含めて、整備の方向性決定に向けた議論を尽くしていくこととしております。

今後、意欲のある自治体やスポーツ関係者への

ヒアリングを交えながら、民間の関与も視野に、整備手法の整理をはじめ、建設及び運営コストの比較、アクセス、適地の整理などを進めてまいります。

この件は、もう長く県議会でも多くの先生方から御質問をいただいております、前蒲島県政で解決できなかった県政の重要課題と認識しておりますが、それだけに、それだけに多くの県民の関心事でもあり、県民的議論が不可欠であることは、議員も御異論ないかと思えます。知事の一存で決めるべきものではないし、決められるものでもございません。

まずは、いかにして実現するかという前提で、引き続き、様々な関係者を巻き込んで、丁寧に議論を深めながら、公民連携によるアリーナを含めたスポーツ施設の整備の検討をしっかりと進めてまいります。

以上でございます。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 知事から御答弁をいただきました。アリーナの建設に向けては、県政の最重要課題との認識、県民的議論が不可欠との答弁でありました。

ヴォルターズに関しては、2022年から23年の決算ですが、平均観客動員数は1,710名で、B2、3位、満員御礼が3回、有料観客動員数に至っては、B2、1位、Bリーグで全体でも3位とのこと。入場料収入でも、九州平均の8,540万円余を大きく上回り、9,370万円余と聞いております。観客動員に向けては大貢献であります。このことは、県民の機運醸成に十分なり得るものと思えます。

過日、SPC、特別目的法人方式での県立体育館のアリーナへの建て替え案が報道されました。後は、知事の思いを一步前へ届けるだけではない

かと思っております。引き続きよろしく願いをいたします。

続きまして、介護人材、ケアマネの業務改善について質問いたします。

要介護者、要支援者や家族の相談に応じ、介護保険サービスの適切な利用を支援する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーは、介護保険制度を支える要の存在であります。このケアマネが、日常業務や資格更新時の重い負担などを背景に、人手不足が深刻化していると聞きます。

ケアマネは、介護保険サービスの利用に欠かせない計画書、ケアプランの作成や利用者と介護サービス事業者との間でサービス調整などを行っていますが、近年、こうした業務に加え、業務範囲外の対応に追われることが増えているとも聞きます。

ケアマネの資格は、保健、医療、福祉に関する法定資格に基づく業務を通年5年、そして、受講試験を受験して、合格後の研修を修了した後に資格証の交付を受けます。

この受験者数は、平成29年度までは10万人を超えていましたが、平成30年度の受験要件の見直し後に減少し、現在は5万人弱になっています。ちなみに、合格率は20%台で推移しています。

ケアマネの従事者数も、平成30年度の18万9,000人余りをピークに、令和4年度は18万3,000人余りと減少傾向にあり、さらに、業務多忙や体力面、賃金等を理由に離職する人も増えています。介護を要する高齢者が増加していく中で、今後深刻な人材不足となる可能性が高く、人材確保、待遇改善は喫緊の課題であると考えます。

ケアマネは、5年ごとに資格更新のための法定研修を受講する必要がある、受講料の負担や研修時間も多く、日頃業務に支障を生じているとも聞きました。

日本総合研究所の調査では、この法定研修の受講料について、高いと思うが75%、受講料を全額個人で負担しているというのが34%、研修時間数が多いと思う人が63%、研修が業務時間扱いにならないという人が23%と、全体的に厳しい状況と見受けられます。

国での議論も必要ですが、更新研修費は県ごとに2万円台から8万円台と、県が決定する仕組みとなっています。

今後、高齢化社会がますます進む中、ケアマネの存在は重要であり、その業務環境の改善に早急に取り組まねばならないと思いますが、県の考えはいかがでしょうか。健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムが円滑に機能することが必要です。その中で、介護支援専門員は、高齢者御本人やその家族を最も身近に支える存在として重要な役割を担っている専門職です。

本県として、今後さらに多様化する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを提供していくためには、介護支援専門員の勤務環境の改善と資質の向上を図ることが重要な課題であると認識しています。

現在、約9割の介護事業所等では、介護支援専門員が作成するケアプランをファクスや郵送で共有しており、その事務作業だけでも多くの労力を費やしています。

そのため、ケアプランをデータで共有し、ペーパーレス化を図ることで、事務負担の軽減ができると考えています。

そこで、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間のケアプランをデータでやり取りできるケ

アプランデータ連携システムを導入しまして業務改善を図る事業所に対して、市町村が支援するための予算を今定例会で提案しております。

今後、導入地域による事例発表等を通して、この取組を県下全域に広げていきたいと考えています。

資質の向上という面においては、介護支援専門員には、高齢者お一人お一人の状況に応じたケアプランを作成するための幅広い知識と高い専門性が求められることから、研修には相当な時間が必要になります。

そのため、オンラインを活用して研修受講の負担軽減を図りながら、実践を重視した研修内容の提供にも取り組んでいます。

あわせて、地域ごとに医療や介護の専門職等が定期的にワークショップ形式の研修や会議に集うことで、多職種間の連携を強化し、専門性の向上を図っております。

議員御指摘のとおり、介護支援専門員の人材確保などで苦慮されている事業所もあると伺っています。県としては、このような取組を通して、介護支援専門員の勤務環境の改善と資質の向上を図り、さらに魅力を広く発信していきたいと考えています。

今年度、国においては、介護支援専門員の業務の在り方、人材確保や定着に向けた方策、法定研修の在り方などについて、包括的な検討が進められています。

県としましては、国の検討状況を注視するとともに、引き続き、関係団体の意見も伺いながら、制度見直し等の要望も行っていきたいと考えています。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 答弁では、ケアマネに関しての役割や勤務環境の改善の必要性は認識いただいたと

理解いたします。

過日、厚労省と意見交換をしたところ、国の基金を使ってケアマネの研修の支援に充てている都道府県もあるということでした。研修時間、研修費用を含め、待遇の格差是正、負担軽減へ、さらなる取組、検討をしていただきたいと思います。

時間の関係で答弁が間に合うかどうか分かりません。大変申し訳ございません。

2040年問題を見据えた市町村の支援について質問をいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に発表した日本の将来推計人口によれば、2040年の日本は、65歳以上の高齢者が全人口の34.8%に達し、2025年と比較すると、5.2%増加すると見られています。逆に、15歳から64歳の生産年齢人口は55.1%で、2025年と比較すると、4.2%減少することになります。

ちなみに、熊本県の2040年の状況は、高齢者の割合が36.7%、生産年齢人口の割合が51.8%と、全国を上回るペースで高齢化と生産年齢人口の減少が進むと推定されています。

こうした人口構造の変化から、医療、介護、年金などの社会保障やインフラの維持が困難となるほか、労働力不足から経済が縮小するなどの数々の問題が生じることを総称して2040年問題と呼ばれております。

そこで、熊本県では、2040年を見据えた市町村の行政サービスの維持向上について、どのように課題を認識し、どのような支援をしているのか、総務部長にお尋ねをいたします。

○副議長（高木健次君） 総務部長小金丸健君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔に願います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長（小金丸健君） 2040年頃にかけて人口構造の変化が進む中でも、住民に最も身近な市町村が持続可能な形で行政サービスを提供できるよう、県がしっかりと支えていく必要があると認識しています。

現在、県では、将来を見据えた市町村支援として、3つの取組を進めています。

1つ目は、市町村が自ら人口構造の変化などを把握する地域の未来予測の作成を働きかけています。作成が進むよう、研修会や個別相談を実施したり、作成経費を助成しています。

2つ目は、市町村行政におけるDXの取組を支援しています。様々な分野でデジタル技術を活用した取組が進むよう、市町村長トップセミナーやDX推進を担う人材育成などを行っています。

3つ目は、複雑化、広域化する行政課題に対し、市町村の枠を超えた広域連携を支援しています。例えば、人口減少等により経営環境の厳しさが増している水道事業について、水道広域化推進プランに基づき、管理業務の一体化などの具体的手法を検討しています。

引き続き、市町村のニーズを丁寧に把握し、市町村の行政サービスの維持向上に全力で取り組んでまいります。

○副議長（高木健次君） 前田憲秀君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 総務部長、答弁を短めていただいて、大変恐縮でございます。ありがとうございます。

総務部長から、未来予測の作成、DXの取組、広域連携への支援が必要との答弁でした。

2040年、まだ先のようにすけれども、これから一年一年計画的にやれることをしっかりと実行し

ていくことを強く要望させていただきます。よろしく願いをいたします。

私ごとでございますけれども、先月、還暦を迎えました。答弁をいただいた小金丸部長も、やがて還暦を迎えるとお聞きしております。県庁職員も、60歳がゴールとの意識を変えて、次の社会貢献への転換点との意識改革も必要なのではないかと、この2040年問題を取り上げる中で感じました。そのためにも健康であることが重要であります。我に問う思いで、今後もしっかりと勉強して取り組んでまいりたいと思っております。

以上で本日予定しておりました質問は全て終わりました。

最後まで御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明20日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分散会

